

(第一類 第十六号)

第一百四十七回国会 環境委員会 議議録 第三号

(一一一四)

平成十二年四月十八日(金曜日)	午前九時三十分開議	出席委員	委員長 細川 律夫君	辭任 小杉 隆君
理事 今井 宏君	理事 村上誠一郎君	理事 小林 守君	理事 若松 謙維君	理事 武山百合子君
理事 理事 小林 守君	理事 理事 近藤 昭一君	理事 理事 藤木 洋子君	理事 理事 木村 勉君	理事 大野 松茂君
理事 理事 菊地 董君	理事 理事 木村 勉君	理事 理事 葵地 董君	理事 理事 中川 智子君	理事 目片 信君
愛知 和男君	愛知 和男君	愛知 和男君	愛知 和男君	愛知 和男君
木村 勉君	木村 勉君	木村 勉君	木村 勉君	木村 勉君
葉山 峻君	葉山 峻君	葉山 峻君	葉山 峻君	葉山 峻君
丸谷 佳織君	丸谷 仁君	丸谷 仁君	丸谷 仁君	丸谷 仁君
福永 信彦君	福永 信彦君	福永 信彦君	福永 信彦君	福永 信彦君
柳本 並木	柳本 並木	柳本 並木	柳本 並木	柳本 並木
中村 正芳君	中村 正芳君	中村 正芳君	中村 正芳君	中村 正芳君
中川 錢一君	中川 錢一君	中川 錢一君	中川 錢一君	中川 錢一君
智子君	智子君	智子君	智子君	智子君
大石 河野	大石 河野	大石 河野	大石 河野	大石 河野
田邊 平沼	田邊 平沼	田邊 平沼	田邊 平沼	田邊 平沼
赴夫君	赴夫君	赴夫君	赴夫君	赴夫君
卓治君	卓治君	卓治君	卓治君	卓治君
太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君
國男君	國男君	國男君	國男君	國男君
正芳君	正芳君	正芳君	正芳君	正芳君
清水嘉与子君	清水嘉与子君	清水嘉与子君	清水嘉与子君	清水嘉与子君
(国務大臣) (環境庁長官)	(政府参考人) (環境庁企画調整局長)	(政府参考人) (環境政務次官)	(政府参考人) (環境庁企画調整局地球環 境部長)	(政府参考人) (環境庁企画調整局環境保 健部長)
柳本 順一君	柳本 順一君	柳本 順一君	柳本 順一君	柳本 順一君
太田 義武君	太田 義武君	太田 義武君	太田 義武君	太田 義武君
同(小川元君紹介)(第四二二号)	同(小坂憲次君紹介)(第四二二号)	同(西久保良一君紹介)(第一八八号)	同(北橋健治君紹介)(第三〇三号)	同(中川秀直君紹介)(第二七三号)
デボジット制度の導入に関する請願(堀込征雄 君紹介)(第二二二号)	デボジット制度の導入に関する請願(堀込征雄 君紹介)(第二二二号)	同(阪上善秀君紹介)(第一八八号)	同(保坂辰人君紹介)(第二九四号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二六号)
同(山元勉君紹介)(第二九五号)	同(河村たかし君紹介)(第三〇二号)	同(山元久君紹介)(第二九三号)	同(中西績介君紹介)(第二九二号)	同(岩田順介君紹介)(第四二七号)
同(古川元久君紹介)(第二九三号)	同(山本幸三君紹介)(第四七七号)	同(山本幸三君紹介)(第二九二号)	同(岩田順介君紹介)(第四二九号)	同(佐藤恒夫君紹介)(第四二八号)
同(保坂辰人君紹介)(第二九四号)	同(日野市朗君紹介)(第五〇七号)	同(日野市朗君紹介)(第二九四号)	同(佐藤謙一郎君紹介)(第四二九号)	同(佐藤謙一郎君紹介)(第四二九号)
同(山元勉君紹介)(第二九五号)	同(濱田健一君紹介)(第五〇八号)	同(濱田健一君紹介)(第五〇八号)	同(大島章宏君紹介)(第四六〇号)	同(伊藤茂君紹介)(第四四八号)
同(古川元久君紹介)(第二九三号)	同(中谷元君紹介)(第五二二号)	同(中谷元君紹介)(第五二二号)	同(奥谷通君紹介)(第四七〇号)	同(岩田順介君紹介)(第四四九号)
同(北橋健治君紹介)(第三〇三号)	同(知久馬三三子君紹介)(第五三四四号)	同(北橋健治君紹介)(第三〇三号)	同(瀧田健一君紹介)(第四七〇号)	同(佐藤恒夫君紹介)(第四二八号)
同(自見庄三郎君紹介)(第三〇四号)	同(松本惟子君紹介)(第五八五号)	同(自見庄三郎君紹介)(第三〇四号)	同(瀧田健一君紹介)(第四七〇号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(島津尚純君紹介)(第三〇五号)	同(日野市朗君紹介)(第五四六号)	同(島津尚純君紹介)(第三〇五号)	同(瀧田健一君紹介)(第四七〇号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(藤波孝生君紹介)(第三〇六号)	同(東順治君紹介)(第三一二号)	同(藤波孝生君紹介)(第三〇六号)	同(瀧田健一君紹介)(第五四七号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(山元勉君紹介)(第三〇七号)	同(神崎武法君紹介)(第五八四号)	同(山元勉君紹介)(第三〇七号)	同(瀧田健一君紹介)(第五四七号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(東順治君紹介)(第三一二号)	同(中川智子君紹介)(第一二四三号)	同(東順治君紹介)(第三一二号)	同(瀧田健一君紹介)(第五四七号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(神崎武法君紹介)(第五八四号)	同(松本惟子君紹介)(第五八五号)	同(神崎武法君紹介)(第五八四号)	同(瀧田健一君紹介)(第五四七号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(中川智子君紹介)(第一二四三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(中川智子君紹介)(第一二四三号)	同(瀧田健一君紹介)(第五四七号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(松本惟子君紹介)(第五八五号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(瀧田健一君紹介)(第五四七号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
デボジット制度導入のための法整備に関する請 願(土井たか子君紹介)(第一一七四号)	デボジット制度導入のための法整備に関する請 願(土井たか子君紹介)(第一一七四号)	同(土井たか子君紹介)(第一一七四号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(土井たか子君紹介)(第一一七四号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
デボジット制度の法制化に関する請願(岡田克 也君紹介)(第二六九号)	デボジット制度の法制化に関する請願(岡田克 也君紹介)(第二六九号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(北沢清功君紹介)(第五〇六号)	同(北沢清功君紹介)(第五〇六号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(桑原豊君紹介)(第二七〇号)	同(桑原豊君紹介)(第二七〇号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(小林守君紹介)(第二七一号)	同(小林守君紹介)(第二七一号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(古賀一成君紹介)(第二七二号)	同(古賀一成君紹介)(第二七二号)	同(中田宏君紹介)(第三二二三号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(木島日出夫君紹介)(第四五九号)	同(木島日出夫君紹介)(第四五九号)	同(木島日出夫君紹介)(第四五九号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(北沢清功君紹介)(第五〇六号)	同(北沢清功君紹介)(第五〇六号)	同(北沢清功君紹介)(第五〇六号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(吉井英勝君紹介)(第三六八号)	同(吉井英勝君紹介)(第三六八号)	同(吉井英勝君紹介)(第三六八号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(平賀高成君紹介)(第三六六号)	同(平賀高成君紹介)(第三六六号)	同(平賀高成君紹介)(第三六六号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(山原健二郎君紹介)(第三六七号)	同(山原健二郎君紹介)(第三六七号)	同(山原健二郎君紹介)(第三六七号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
同(麻生太郎君紹介)(第四二五号)	同(麻生太郎君紹介)(第四二五号)	同(麻生太郎君紹介)(第四二五号)	同(近藤昭一君紹介)(第一〇九六号)	同(伊藤茂君紹介)(第四二九号)
本日の会議に付した案件	は本委員会に付託された。	本日の会議に付した案件	は本委員会に付託された。	本日の会議に付した案件

委員の異動

四月十八日

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

循環型社会形成推進基本法案(内閣提出第九五号)

環境保全の基本施策に関する件

津市にお迎えして開催いたしました。

本会合への出席に当たりましたは、本会議を欠席する件につき格別の御配慮をいたしました。ありがとうございます。おかげさまをもちまして、一連の会議を予定どおりとり行うことができました。

。

○細川委員長 これより会議を開きます。

この際、去る七日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。

まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事武山百合子さんから、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に藤木洋子さんを指名いたしました。

○細川委員長 環境保全の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、G8環境大臣会合について政府から報告を聽取いたします。清水環境庁長官。

○清水国務大臣 おはようございます。

このたびの森内閣の発足に際しまして、國務大臣環境庁長官及び地球環境問題担当を拝命いたしました。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

本年のG8環境大臣会合は、四月七日から九日にかけて、G8各国の環境担当大臣等を滋賀県大

その結果、G8各国の環境担当大臣が、地球社会の模範となるような政治的リーダーシップを発揮して、持続可能な開発の達成を先導することが必要との認識のもとに、これまでの経済開発と環

境への圧力の増大との関係を断ち切り、開発が持続可能な形で行われるようにするために、先進国と開発途上国との間のパートナーシップをはぐくむことを約束いたしました。

また、地球サミットから十年目の二〇〇二年に国連が開催を予定しているいわゆるリオ・プラス10につきましては、首脳レベルの会議とするこ

と、持続可能な開発を加速するために具体的な戦略を策定し、その実施のための実践的な方法を示すべきであることなどについて考えが一致いたしました。

ことしの会合では、柳本卓治環境総括政務次官に、NGOの代表の方々とG8各国の政策担当者との懇談の機会を設けていただきました。G8環

境大臣会合と並行してこうした会合を開いた意義は大変大きいと思います。

私は、本会合の議長として、討議の成果をコ

ミュニケとして取りまとめましたが、二十一世紀に向けたG8の環境政策の方向を打ち出し得たの

ではないかと考えております。この成果につきま

しては、G8環境大臣会合の翌日、森総理にも御

報告申し上げました。本会合の成果が七月の九州

・沖縄サミットの成功に大きく貢献することを期

待しております。

以上でございます。

○細川委員長 この際、お諮りいたしました。

○細川委員長 これにて報告の聴取は終了いたしました。

また、地球温暖化国内対策の強化について、G8各國が先頭に立つて温室効果ガスの排出削減のためのさまざまな国内的措置をさらに強化することとで認識が一致いたしました。

今般の会合では、こうした気候変動の問題に加えて、依然として悪化している環境汚染や枯渇しつつある自然資源の状況にかんがみ、これまでの

経済発展パターンを改め、二十一世紀において持続可能な開発を達成するための方策について討議を行いました。

○細川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○細川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に藤木洋子さんを指名いたしました。

○細川委員長 環境保全の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、G8環境大臣会合について政府から報告を聽取いたします。清水環境庁長官。

○清水国務大臣 おはようございます。

このたびの森内閣の発足に際しまして、國務大臣環境庁長官及び地球環境問題担当を拝命いたしました。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

本年のG8環境大臣会合は、四月七日から九日にかけて、G8各国の環境担当大臣等を滋賀県大

が、御異議ありませんか。

○細川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○細川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。日片信君。

○日片委員 おはようございます。自由民主党の日片信でございます。

我が国で初めて開催されましたG8環境大臣会合が成功裏に終了をいたしまして、まず心からお祝いを申し上げます。そしてまた、私の地元である滋賀県大津市も準備段階から大いに盛り上がりました。

がつております。この会議が成功いたしましたことは、心から喜んでおる次第でござります。この成功には、環境庁の職員の方々の御努力を見逃すわけにはいきません。このことにも心から御礼を申し上げたい、このよう思います。

ただいまの大臣報告にありますとおり、各国政

策担当者とNGOとの懇談会が開催されたと承知をいたしております。このような取り組みが実現

いたしましたことは、NGOからも評価され、非

常に意義深い試みであったのではないかと思いま

すが、具体的にはどのような議論があつたのか、

この会議を主宰されました柳本総括政務次官にま

ずお伺いをいたしたいと思います。

○柳本政務次官 本件につきましては、大阪の西淀川の公害訴訟の森脇さんからG8各国の政策担当者との懇談の機会の申し出を受けまして、環境

庁がG8各国にNGO側の意向を伝達いたしました。

本懇談会には、あおぞら財團、財團法人公害地

域再生センター、滋賀県の環境生活協同組合、気

候ネットワーク、沖縄環境ネットワーク、全国公

害被害者総行動実行委員会等が出席なされました。

懇談会におきましては、環境再生、温室効果ガ

スの排出削減、途上国の環境問題への協力といった課題につきまして、NGOの方々からアピールが提出されまして、それに基づきまして、G8の担当官との間で極めて熱心な意見交換が行われたところでございます。

こうした意見交換は、我が国では非常に珍しいと申しますか、初めての会合の場でございますけれども、出席者のみならず、私個人にとりましても極めて有意義な経験でありまして、G8環境大臣会合の成果につながったものであると認識をいたしております。

○日片委員 NGOの役割は、国際的にもまた國內的にも次第に大きくなってきております。今回のNGOとの懇談会に統じて、今後ともこのようない取り組みをどんどん進めていくことを期待いたしました。

今後、内外の環境政策を推進していくためにも、NGOの健全な活動を育成し、建設的な対話をやっていくべきと私は考えておりますが、環境庁としてどのような施策をお考えになつているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○太田政府参考人 先生お話しのように、今後の内外の環境政策を推進していく、そして環境問題の解決を図っていくためには、国・地方公共団体だけではなく、国民の方々、事業者など、あらゆる主体の参加が必要でございまして、特に、公益的視点から組織的な活動を行ておりますNGO等の非営利な民間団体、こういう団体は、草の根活動や民間国際協力など、さまざまな面で大きな役割が期待されているところでございますし、このことは環境基本計画の中にも示されておるところでございます。

そこで、環境庁といたしましては、これら団体の健全な活動を支援する、そして建設的な対話を推進していくために、大きくは三つのことを進めます。一つは場所の支援、二つ目は資金的な支援、そして最後は人的な支援ということです。さまざまな施策を実施しております。場所といたしましては、例えば情報交流の面

で、平成八年に青山の国連大学に、国連大学と共にいたしまして地球環境パートナーシッププラザというのを設置しておりまして、そこで幅広い情報提供と各主体間の交流の促進を図っております。

次に、資金的な面でございますが、平成五年に環境事業団に地球環境基金という基金を設けました。そこでは国内及び海外での活動をするNGOの方々に対する支援を行っております。これは、国内の団体が国内で行う活動、あるいは国内の団体が海外で行う活動、そして海外の団体が海外で行う活動、これにも援助をしておるところでございます。

三点目は人材面の支援でございますが、平成八年に環境カウンセラーという制度を設けました。これによりまして、現在約二千二百人、正確に言うと二千二百十九人という数字になりますが、こういう方々がカウンセラーとして登録されています。これによって、NGOの方々に対しヨリアドバイザーとなつていただいているというふうに承知しております。

今後とも、NGOを中心とする民間のそういう非営利的な団体の支援のために各種の施策を推進するとともに、機会をとらえまして、積極的な対話をやってまいりたいと思います。

○日片委員 G8環境大臣会合のコミュニケーションの取扱いとともに当たっては各國の大臣の間で活発な議論が行われたとのことでございますが、ただいま清水大臣からの御報告を伺ったところでは、特に京都議定書を二〇〇二年までに発効させるべくといたしたいと思います。

○清水国務大臣 本年十一月のCOP6を何とか成功させなければならぬ、そしてできるだけ早く京都議定書を発効させなければならない、そういう共通認識

のもとで、G8各国の環境大臣が、COP6の成功のために必要な政治的リーダーシップを發揮することを決意したわけでございますけれども、特に、御参考の大臣の中には、京都のときにも参加された方が何人もおられまして、非常に強い熱意を感じました。

また、京都議定書の発効時期の記述につきましては、先ほど御説明申しましたようなまとめてなったわけでございますけれども、この点につきまして、遅くとも二〇〇二年までの発効を目指すべきだという意見をはつきり申された方々、そしてまた、早期に発効を目指すべきであるけれども、特定の年限を明記するべきでないといった意見、こういった意見があつたわけでございます。しかし、先ほど申し上げたように、大変積極的な御意見も多うございまして、結果的には、コモンズの中では、「できるだけ早く京都議定書の批准・発効を促進することを確保する」というコメントメントを確認する。ほとんどの国々にとって、これは遅くとも二〇〇二年までにということを意味する」という記述ができるわけでございます。

私としては、この合意というのは、ほとんどの国が二〇〇二年までの京都議定書の発効を目指すことを明確にした、そしてまた、二〇〇二年までの京都議定書の発効を明確に意思表示できなかつた国におきましても、G8総体としてのコミュニケーションの表現に合意したという意味では、非常に大きな意味を持つているというふうに感じているところでございます。

○日片委員 ただいま大臣からの御答弁を伺ったところでございますが、熱心な議論にもかかわりません、まだまだ各國の意見の隔たりが大きい、このように感じた次第であります。

G8各国の環境大臣が政治的リーダーシップを發揮して取り組むことを決意したこととありますけれども、清水大臣は、COP6成功のためには、本年十一月のCOP6を何とか成功させなければならぬ、そしてできるだけ早く京都議定書を発効させなければならぬ、そういう共通認識

思います。

○清水国務大臣 日本でも二〇〇二年までに京都議定書を発効させようという意思を表明したわけでもCOP6で、各国の京都議定書の締結の引き金となります合意を得るということが不可欠でございます。とりわけ、京都メカニズム、達成度、吸収源の取り扱い等につきまして明確な決定が行われることが必要でございます。また、特に途上国の関心の高い、人材育成などを通じた対処能力の向上でありますとか技術移転の問題についても、これは合意しなければならないというふうに思っております。

したがいまして、COP6、非常に重要な会議になるわけでございますけれども、ここで政治的に決断すべき事項ができるだけ絞り込んでいくと、また、私といたしましては、政治的な課題の解決に向けて、締約国会議の議長と緊密な連携を図りながら、これからもございます非公式閣僚会合あるいは二国間の会合等の機会を最大限に利用して、先進国及び途上国と引き続き建設的な対話を行うなど、解決に向けて開催としてのリーダーシップを發揮していくといきたいというふうに考えておるわけでございます。

国内的には、議定書の目標達成に向けて、地球温暖化対策推進法等に基づきます国内対策の一層の充実を図るとともに、議定書の締結に向けて必要となります総合的な国内制度の検討を進めまいりたい、このように考えているところでございます。

○日片委員 このたびのG8環境大臣会合が開催されました私ども滋賀県は、琵琶湖の環境保全に積極的な取り組みをしてきた土地柄でございまます。このことを踏まえて、今回の会合では淡水資源問題についても議論になつた、このように聞い

ておりますが、淡水資源の保全に関する国際的な取り組みについて、環境庁としてどのように貢献をしていくかとされているのか、最後に大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

○清水国務大臣 このたびは、美しい琵琶湖のはとりでこの会議をしたということもございました。淡水資源について取り上げたわけでございまして、淡水資源につきましては、今回のG8環境大臣会合の議論の結果を取りまとめたコミュニケにおきましても、淡水がすべての生物にとって貴重な資源であり、このため、水資源及び生態系の保全等を進めることが、開発途上国を支援するために我々の経験と専門知識を活用することなどの意向を表明したところでございます。

二十一世紀の人類にとって、水の問題が極めて重要なことは明らかでございます。環境庁といたしましては、從来から、世界湖沼会議の開催、開発途上国の水質保全分野における技術移転等について協力を開拓してきたところでございますけれども、今回のコミュニケの趣旨に沿って、今後ともこうした国際的な貢献に努めてまいりたいと思っております。

○日片委員 ありがとうございました。

○細川委員長 小林守君。

○小林(守)委員 民主党的な小林守です。

早速質疑に入らせていただきますけれども、先ごろのG8、滋賀県大津市における会合につきましては、清水長官並びに柳本政務次官においては、議長国としての責任を果たすというような視点に立って頑張っておられたわけでありまして、心から敬意を表したい、このように思つております。

そして、最後に共同コミュニケを取りまとめられたわけなんですか、しかし、COP6に向けて何としてでも京都議定書の早期批准、発効を実現させなければならない、リオ・プラス10あ

たりには発効させたいというようなことが、少なくとも日本を初め京都議定書の大規模な流れだったのではないかというふうに思います。

今回のG8の共同コミュニケの中で、COP6の成果によって、できるだけ早く京都議定書の批准、発効を促進すること、ほんどの国々にとって、これは遅くとも二〇〇二年までにということを意味するということで、玉虫色と言つていいかども、反対の意向を持つているアメリカやカナダに対する合意、コミュニケとしてまとめるためにはそれを含めざるを得ないというような背景があつたのだろう、このように考えますけれども、このコミュニケについて、できるならばG8の各

国が京都議定書の趣旨を受けて、しっかりとリオ・プラス10の二〇〇二年には発効させようというようなことが合意できれば、COP6に向けて大きな弾みにならぬかないかな、このように思えてなりません。

そういう点で、この京都議定書はCOP6を経過して二〇〇二年までに本当に発効できるのかどうか、むしろ怪しくなってきて、これ

その点で、G8のすべての国々が合意できなかつた背景とか、諸外国の、先進国的事情等について政府はどういうふうに受けとめているか、認識されないと、二〇〇二年までに発効させるべきである、そういうふうに心配してしまうわけがあります。

○清水国務大臣 先ほどの日片先生の御質問に対する答弁と重なっていますけれども、このG8の環境大臣会合におきましては、すべての方々が、この十一月に開かれますCOP6を何とか成り立たせなければいけないという強い意思、そしてまた、できるだけ早く京都議定書を発効させなければならぬという共通認識が持てたというふうに私は思つてゐるわけでございまして、我々G8の各

しては、遅くとも二〇〇二年までに発効すべきといた意見と、早期に発効することについては賛成だけれども、時期を明記しない方が、議会対策等もあり、それが対立したことは事実でございます。

しかし、特定の年限を明記すべきでないとした国々は、条約等の国際的約束の締結の権限を有する議会等に配慮したということでございまして、各国ともそれぞれの国内事情を理解しながら、最終的には、「できるだけ早く京都議定書の批准・発効を促進することを確保する」というコミットメントを確認する。ほんどの国々にとって、これは遅くとも二〇〇二年までにということを意味する」という記述について合意ができたわけでございます。

私としては、この合意というのは、ほんどの国が二〇〇二年までの京都議定書の発効を目指すことを明確にした、また、二〇〇二年までの京都議定書の発効を明確に意思表示できなかつた国におきましても、G8総体としてコミュニケの表現に合意した、この二点において重要な意味があるのか、このように心配してしまうわけあります。

○小林(守)委員 八カ国のそれぞの事情、国会の状況もあらうかと思ひます。お話をよりますと、二〇〇二年までに発効させるべきである、そうしたいという国と、COP6後の対応で二〇〇二年が望ましいといふらしいの中間的なスタンス、それから、一定の条件をつけて、二〇〇二年というものを明記するのをますい、反対であるといふような国があつたというふうに考えられますが、三つのグループに分けるということにするなど、アメリカの時期を明記すべきではないというふうな主張をしている国内事情と、どうかわかりませんが、非常に消極的な動きが強かった国だというふうに言えると思います。

○清水国務大臣 先生がおっしゃるとおり、時期を明記すべきでないというふうに言われたのはアメリカとカナダでございます。

○小林(守)委員 それは、たしか京都議定書のところにも、それぞれアメリカやカナダについてはそういうスタンスで、足を引っ張ると言つていいかぎりであります。

○清水国務大臣 先生がおっしゃるとおり、時期を明記すべきでないというふうに言われたのはアメリカとカナダでございます。

○小林(守)委員 それは、たしか京都議定書のところにも、それぞれアメリカやカナダについてはそういうスタンスで、足を引っ張ると言つていいかぎりであります。

○清水国務大臣 アメリカが消極的であるというふうに見られた点というのは、やはり議会、上院において批准を決めなければならない。このときには、先にこの二〇〇二年ありきというのではやはり難しいという御発言があつたわけでござります。

また、アメリカで今問題にしておりますのは、議会の決議もありまして、一貫して、主要な途上国への影響のある参加というふうに締結の条件にしているわけでございます。そういうわけで、我が國といたしましては、何といっても最大の温室効

果ガス排出国でありますアメリカがここに入つてくれば実効あるものとならないわけでござりますので、何とかアメリカに参加してもらえるよう、今の先進各国との協調のもとに、アメリカが参加できるような途上国の意味のある参加、こういった条件整備も図つていきたいというふうに思つておるわけでございます。

この会議の中でも、具体的に、途上国の参加を促進するという観点から、技術移転あるいは人材育成を通じました対応能力の向上の支援といったようなことを一層促進する、そしてまた、二国間、多国間の会合を活用しまして、途上国の積極的な取り組みを粘り強く働きかけていくというふうを考えているところでございます。

○小林(守)委員 アメリカの事情、上院の事情があるということ、それから、これは京都議定書のときにもかなり強く言われていたことでありますけれども、途上国の意味のある参加ということですね。途上国グループの中で中心的な大きな国といふか、中国なのだろうというふうに思ひますけれども、この辺について、やはり途上国の意味のある参加というのは、これは国際社会の政治的な問題というよりは、地球温暖化の問題について、特にこれから工業化や相当の経済成長が見込まれる、人口の多い中国やインドなどになるかと思うのですが、そういう国の参加、協力体制がどれなります。そういう意味では、日本としてもこの問題を非常に重視しているわけでございます。

途上国の積極的な姿勢を引き出すためには、何とおもても先進国がまず率先して国内対策を実施することが重要であるというふうに私は思つております。そしてまた、途上国が取り組もうとするその姿勢を支援するような技術移転、人材育成等を通じまして、対応能力の向上の促進に努める、そしてまた先進国と途上国との間の対話を強化しております。

そういう意味で、これらの問題については、今方からすれば、先進国の責任というものを相当強調されていますね。途上国においては、先進国の主張もあります。しかし一方で、途上国の発展をこれからしたい、そして便利で豊かな生活を発展する権利がある、こういう主張に対して、なかなか説得力のある先進国の説明がされていない国が今までやつてきたような経済的な発展とか開拓を進めることでござります。

○小林(守)委員 途上国に対する基本的な考え方については、技術移転とか人材育成とか、さらには

す。

そういう点で、日本は、今回議長国だったわけなのですが、京都議定書の議長国でもありますから、この成功のために、途上国に対してもどういう働きかけを、外交的にまた政策的に進めようとしているのか。COP6までに相当の努力を求められているのではないか、このように考えるのです

が、その辺についての政府のお考えを述べていただきたいたいと思います。

○清水国務大臣 途上国の参加の問題、非常に大きな問題であるということ、先生の御指摘もそのとおりでございますし、また、G8環境大臣会合の中でもこの問題が随分問題にされて、議論もされました。

やはり途上国の参加問題、今申しましたように、アメリカが既に締結の条件としているわけでございますね。そういう意味では、議定書を早期に発効させる上でも非常に重要な問題でありますし、また、途上国からの排出量というものは中長期的には相当増加が予測されているわけでございますし、途上国の参加なしには温暖化の防止は困難であります。そういう意味では、日本としてもこの問題を非常に重視しているわけでございます。

途上国の積極的な姿勢を引き出すためには、何とおもても先進国がまず率先して国内対策を実施することが重要であるというふうに私は思つております。そしてまた、途上国が取り組もうとするその姿勢を支援するような技術移転、人材育成等を通じまして、対応能力の向上の促進に努める、そしてまた先進国と途上国との間の対話を強化しております。

そういう意味で、これらの問題については、今方からすれば、先進国の責任というものを相当強調されていますね。途上国においては、先進国の主張もあります。しかし一方で、途上国の発展をこれからしたい、そして便利で豊かな生活を発展する権利がある、こういう主張に対して、なかなか説得力のある先進国の説明がされていない国が今までやつてきたような経済的な発展とか開拓を進めることでござります。

○小林(守)委員 途上国に対する基本的な考え方については、技術移転とか人材育成とか、さらには

す。

はその国が取り組む課題について、いろいろな意味での支援をしていくということが一つ言われましたね。この成功のために、途上国に対してどういう働きかけを、外交的にまた政策的に進めようとしているのか。COP6までに相当の努力を求められていくのか。COP6までに相当の努力を求められているのではないか、このように考えるのです

が、その辺についての政府のお考えを述べていただきたいたいと思います。

○清水国務大臣 途上国の参加の問題、非常に大きな問題であるということ、先生の御指摘もそのとおりでございますし、また、G8環境大臣会合の中でもこの問題が随分問題にされて、議論もされました。

やはり途上国の参加問題、今申しましたように、アメリカが既に締結の条件としているわけでもありますね。そういう意味では、議定書を早期に発効させる上でも非常に重要な問題でありますし、また、途上国からの排出量というものは中長期的には相当増加が予測されているわけでございますし、途上国の参加なしには温暖化の防止は困難であります。そういう意味では、日本としてもこの問題を非常に重視しているわけでございます。

それで、このG8の共同コミュニケの中でも、いわゆる国内対策、先進国の責任をしっかりと果たしていくことが途上国に対する大きな説得力を持つ対応になるというふうに思います。そういう点で、国内対策についても、このG8のコミュニケの中では、京都メカニズムがそれぞれの国との国内的措置を補完するものとなることを確認したということが書かれています。これは既に京都議定書のときから、いわゆる京都メカニズムというふうに私は考へているのですが、ぜひ総理の方に申し入れをお伝えしていただきたいなと強く思つております。

そこで、このG8の共同コミュニケの中でも、いわゆる国内対策、先進国の責任をしっかりと果たしていくことが途上国に対する大きな説得力を持つ対応になるというふうに思います。そういう点で、国内対策についても、このG8のコミュニケの中では、京都メカニズムがそれぞれの国との国内的措置を補完するものとなることを確認したということが書かれています。これは既に京都議定書のときから、いわゆる京都メカニズムといふふうに私は考へているのですが、ぜひ総理の方に申し入れをお伝えしていただきたいなと強く思つております。

途上国の積極的な姿勢を引き出すためには、何とおもても先進国がまず率先して国内対策を実施することが重要であるというふうに私は思つております。そしてまた、途上国が取り組もうとするその姿勢を支援するような技術移転、人材育成等を通じまして、対応能力の向上の促進に努める、そしてまた先進国と途上国との間の対話を強化しております。

そういう意味で、これらの問題については、今方からすれば、先進国の責任というものを相当強調されていますね。途上国においては、先進国の主張もあります。しかし一方で、途上国の発展をこれからしたい、そして便利で豊かな生活を発展する権利がある、こういう主張に対して、なかなか説得力のある先進国の説明がされていない国が今までやつてきたような経済的な発展とか開拓を進めることでござります。

○小林(守)委員 途上国に対する基本的な考え方については、技術移転とか人材育成とか、さらには

はその国が取り組む課題について、いろいろな意味での支援をしていくということが一つ言われましたね。この成功のために、途上国に対してどういう働きかけを、外交的にまた政策的に進めようとしているのか。COP6までに相当の努力を求められていくのか。COP6までに相当の努力を求められているのではないか、このように考えるのです

が、その辺についての政府のお考えを述べていただきたいたいと思います。

○清水国務大臣 途上国の参加の問題、非常に大きな問題であるということ、先生の御指摘もそのとおりでございますし、また、G8環境大臣会合の中でもこの問題が随分問題にされて、議論もされました。

やはり途上国の参加問題、今申しましたように、アメリカが既に締結の条件としているわけでもありますね。そういう意味では、議定書を早期に発効させる上でも非常に重要な問題でありますし、また、途上国からの排出量というものは中長期的には相当増加が予測されているわけでございますし、途上国の参加なしには温暖化の防止は困難であります。そういう意味では、日本としてもこの問題を非常に重視しているわけでございます。

それで、このG8の共同コミュニケの中でも、いわゆる国内対策、先進国の責任をしっかりと果たしていくことが途上国に対する大きな説得力を持つ対応になるというふうに思います。そういう点で、国内対策についても、このG8のコミュニケの中では、京都メカニズムがそれぞれの国との国内的措置を補完するものとなることを確認したということが書かれています。これは既に京都議定書のときから、いわゆる京都メカニズムといふふうに私は考へているのですが、ぜひ総理の方に申し入れをお伝えしていただきたいなと強く思つております。

途上国の積極的な姿勢を引き出すためには、何とおもても先進国がまず率先して国内対策を実施することが重要であるというふうに私は思つております。そしてまた、途上国が取り組もうとするその姿勢を支援するような技術移転、人材育成等を通じまして、対応能力の向上の促進に努める、そしてまた先進国と途上国との間の対話を強化しております。

そういう意味で、これらの問題については、今方からすれば、先進国の責任というものを相当強調されていますね。途上国においては、先進国の主張もあります。しかし一方で、途上国の発展をこれからしたい、そして便利で豊かな生活を発展する権利がある、こういう主張に対して、なかなか説得力のある先進国の説明がされていない国が今までやつてきたような経済的な発展とか開拓を進めることでござります。

○小林(守)委員 途上国に対する基本的な考え方については、技術移転とか人材育成とか、さらには

はその国が取り組む課題について、いろいろな意味での支援をしていくということが一つ言われましたね。この成功のために、途上国に対してどういう働きかけを、外交的にまた政策的に進めようとしているのか。COP6までに相当の努力を求められていくのか。COP6までに相当の努力を求められているのではないか、このように考えるのです

的措置及び自主的アプローチを含むボリシーミックスによって、全体的な効果を高めることができると、いろいろな御指摘もあります。

これは、既に我々、地球温暖化推進法ですか、そのときにも、経済的手法を導入し、検討しなければこれだけの達成は困難であるといふような認識のもとに、経済的手法導入ということは触れております。附帯決議にもそれは明確に位置づけられておりますから、国際的にも当たり前の話がきちんと確認されたというようなことなんだろうと、いふうに思います。

日本では、経済的手法の導入について、特に、温帯化対策推進法の本部の事務局を環境庁が務めているのだと思いますが、委員会、審議会等に打診をするとか質問をするとか、そういうことでもう既に何度もされているのですね。ですから、もうそろそろ決断をする時期が来ているのではないか、このように思うのですが、経済的手法についてどう考えているか、お聞きます。

○清水国務大臣 このたびのG8会議で、ヨーロッパの国々から、この経済的手法の問題について随分取り組んでいた姿を聞くことができました。いわゆる環境税、従来の規制的措置にじまないような不特定多数の排出源からの環境負荷を効率よく抑制することが可能な政策手段として、環境基本法あるいは環境基本計画においてもその有効性が期待されているわけだと思います。ヨーロッパの国々では既に導入されている国々がある。今こうやって見ますと、導入済みもしくは導入予定の国を合わせて九ヵ国になっているというふうに聞いております。

環境庁におきまして、先生御指摘でございますが、平成十年の三月に、環境政策における経済的手法活用検討会といふのを設置いたしまして、経界、有識者等からヒアリングを行いまして検討を進めておりまして、現在議論の整理を行っているというところまで来ております。

また、そういう動きとは別に、昨年の自民党の税制改正大綱の中あるいは政府税調の答申等にお

きましても、環境税の導入等に関しまして、規制的な措置などを含めました地球温暖化対策全体の中での税の役割、そういった広い観点から検討していくことが重要だということを指摘されたところでございます。

環境庁といましまして、政府税調等におきます検討状況でありますとか、欧州での環境税導入の動き等も勘案しながら、環境税の導入に向けて積極的に検討を進めたい、そして、京都議定書の締結に必要となります国内担保制度の確立に全力で取り組んでまいり所存でございます。

○小林(守)委員 では、質問を進めたいと思いま

す。今までの問題というか議論は、気候変動の取り組みについてのコミュニケーションの内容についてお聞きしたわけですが、もう一つ、二十一世紀における持続可能な開発。

これは、リオのサミット以来、明確に国際社会が意識を定着させた極めて重大なテーマだと思ってますけれども、持続可能な開発という意味の中には、国、地方団体、そういう公的機関、それから企業、事業所関係、民間、そして消費者、国民全体、あらゆる業界団体、各階層が持続可能な社会経済のシステムをつくり上げていく、これには大変な意識の改革も伴わなければ進まないといふことも言われているわけですね。

そういう点で、これから持続可能な社会をつくるしていくキーポイントとして、このコミュニケーションの中でも、消費者の環境意識の向上とか政府のグリーン調達の推進というようなことが国際社会の中で明確に位置づけられたと言つていいと思うのですね。

そういう点で、二つあわせてお聞きしたいと思うのですが、消費者の環境意識の向上とか環境教育の必要性がますます高まっている状況の中で、環境庁はどうこれに取り組んでいこうとしているのか。

さらには、政府、地方公共団体、公的セクターにおいて、リサイクル市場をしっかりと大きなもの

のに育っていく、つくつしていくためにも、まずは率先実行計画というのですか、率先してまずからが行っていくことが大きいと思うのです。そういう点で、政府がグリーン調達ということにどういうふうに仕組んでいくのか、制度化していくのか、この辺も随分国会の中でも議論されていましたね。みずから率先してやらなければだめだ。そして非常に大きな市場の形成につながるわけですから、そういう点でも、もう議論の段階ではなくて実行の段階だといふうに言えると思うのですけれども、グリーン調達について政府はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○清水国務大臣 まず最初に、消費者の環境意識の向上という点についてお触れになりました。環境教育の必要性がますます高くなってきているというふうに思われるわけですが、消費者の環境意識を進め、そして消費者の環境意識の向上を図るために、環境教育を進め、そして消費者の環境意識の向上を図ることによって、消費生活の中で環境への負荷の少ないものに変えていくという意識、そして生活のライフスタイルを変えていくということがどうしても大事ではないかというふうに思つたのでございま

す。

従来環境庁がやってきたことをちょっと御紹介申しますれば、子供に対して、こどもエコクラブ事業によりまして子供たちに働きかけている。これは全国各地で活躍している子供たちが非常にふえて、七万人くらいの子供たちが、こういったエコクラブに入つて、環境問題に関心を持つて勉強しているところでございます。また、環境カウンセラーといふ登録制度がございまして、指導者を確保する。企業の方とかあるいは行政の方々、一般の方々が、こういった環境カウンセラーといふ資格を持っていろいろ指導者として活躍してください。そしてまた、エコマーク事業の指導等によります消費者への情報提供などを進めているところでございます。

先月、ちょうど、札幌、大阪、北九州の三ヵ所でグリーン購入フェアというのをいたしまして、そこで明確に位置づけられたと言つていいと思うのですね。

そういう点で、二つあわせてお聞きしたいと思うのですが、消費者の環境意識の向上とか環境教育の必要性がますます高まっている状況の中で、環境庁はどうこれに取り組んでいこうとしているのか。

さらには、政府、地方公共団体、公的セクターにおいて、リサイクル市場をしっかりと大きなもの

多くの消費者の来場を仰いだわけでございます。何が環境負荷の少ない製品なのか、なかなか消費者の方々が触れられないことがあると思いますので、こういったフェア等を活用しながら、皆さんに理解いただくという啓発活動をしているところでございます。

今後とも、こうした多様な形で、消費者に対する情報提供あるいは環境教育を推進いたしましたところでおきまして、リサイクルを進めるためにもグリーン調達を進めるべきではないかというふうに思つておられます。また一方におきまして、リサイクルを進めるためにもグリーン調達を進めるべきではないかといふふうに思つておられる方へお聞きしたいと思います。

○小林(守)委員 これから、きょう本会議で、また委員会で、循環社会の形成促進基本法が審議されようとするわけですが、何はなくとも、

私は、本当にグリーン購入を徹底してやるということが始まれば、基本法はなくとも、むしろ進むいろいろな実態的には言えると思うのですね。そのくらい重要な問題で、だれもがそうすべきだと言いうながら進まなかつた。この辺については十分いろいろな問題を、なぜそなのかということ反省しながら、また問題を解決しながら、これは与野党を超えて、ぜひ実現させるべきである。先ほども言ったように、基本法を実態的に動かせるのはそういう法律だといふように私は思うので、ぜひ皆さん方にも働きかけをしていきたいなと考えているところです。

それでは、時間の関係でもう一つだけ、環境教育にかかるところで、ちょっと余談になるかもしませんが、栃木県では、水辺環境とかそういう問題について、いろいろな自然団体の、環境団体の人たちが連絡組織をつくりながら、環境教育の場としてもう一度しっかりと見直しているところではないか、そして、水質保全とか川の持っている多面的な役割、こういうものをしっかりと守って次の世代に伝えていくのではないか、このようなことの取り組みが進められております。

水餃鬼という絶滅危惧種があるのだというようなお話をなのですが、これはきっとどなたもわからぬと思います。水餃鬼という絶滅危惧種、これの要は水餃鬼、絶滅危惧種をやはり守らなければいけないという発想、非常におもしろいなと思うのですが、萤とかメダカ、これは本当に絶滅しちゃうんじゃないかと言われているのです。蝶鬼も、子供らも水辺で遊ぶのがいなくなってしまっているということを、私は環境教育の中では次に、愛知万博の問題に移りたいなと思っています。それでは次に、愛知万博の問題に移りたいなと思いま

うですが、私たちこの委員会においても、愛知万博については、新しい地球の創造、自然の報智、そういうテーマでやるんだ、それは大変結構である、しかし、やり方、その跡地の利用についても、それが決まりましたと、いうことでござります。

昨年十二月に環境庁長官の意見があるわけですねけれども、そこまで決まりましたと、いよいよ見を交換しながらいろいろ検討されてきて、そして、四月四日に先生御指摘のような結果が、方向が出されたと、いよいよ決まりました。

清水国務大臣 万博会の会場計画、跡地利用につきましては、これまで、愛知県あるいは博覧会協会等におきまして、自然保護団体の皆様方とも意見を交換しながらいろいろ検討されてきて、その上で、四月四日に先生御指摘のような結果が、方向

私は、本当にグリーン購入を徹底してやるということが始まれば、基本法はなくとも、むしろ進むいろいろな実態的には言えると思うのですね。そのくらい重要な問題で、だれもがそうすべきだと言いうながら進まなかつた。この辺については十分いろいろな問題を、なぜそなのかということ反省しながら、また問題を解決しながら、これは与野党を超えて、ぜひ実現させるべきである。先ほども言ったように、基本法を実態的に動かせるのはそういう法律だといふように私は思うので、ぜひ皆さん方にも働きかけをしていきたいなと考えているところです。

それでは、時間の関係でもう一つだけ、環境教育にかかるところで、ちょっと余談になるかもしませんが、栃木県では、水辺環境とかそういう問題について、いろいろな自然団体の、環境団体の人たちが連絡組織をつくりながら、環境教育の場としてもう一度しっかりと見直しているところではないか、そして、水質保全とか川の持っている多面的な役割、こういうものをしっかりと守って次の世代に伝えていくのではないか、このようなことの取り組みが進められております。

水餃鬼という絶滅危惧種があるのだといふようにお話をなのですが、これはきっとどなたもわからぬと思います。水餃鬼という絶滅危惧種、これの要は水餃鬼、絶滅危惧種をやはり守らなければいけないという発想、非常におもしろいなと思うのですが、萤とかメダカ、これは本当に絶滅しちゃうんじゃないかと言われているのです。蝶鬼も、子供らも水辺で遊ぶのがいなくなってしまっているということを、私は環境教育の中では次に、愛知万博の問題に移りたいなと思っています。それでは次に、愛知万博の問題に移りたいなと思いま

うですが、私たちこの委員会においても、愛知万博については、新しい地球の創造、自然の報智、そういうテーマでやるんだ、それは大変結構である、しかし、やり方、その跡地の利用についても、それが決まりましたと、いよいよ決まりました。

清水国務大臣 万博会の会場計画、跡地利用につきましては、これまで、愛知県あるいは博覧会協会等におきまして、自然保護団体の皆様方とも意見を交換しながらいろいろ検討されてきて、そして、四月四日に先生御指摘のような結果が、方向

私は、本当にグリーン購入を徹底してやるということが始まれば、基本法はなくとも、むしろ進むいろいろな実態的には言えると思うのですね。そのくらい重要な問題で、だれもがそうすべきだと言いうながら進まなかつた。この辺については十分いろいろな問題を、なぜそなのかということ反省しながら、また問題を解決しながら、これは与野党を超えて、ぜひ実現させるべきである。先ほども言ったように、基本法を実態的に動かせるのはそういう法律だといふように私は思うので、ぜひ皆さん方にも働きかけをしていきたいなと考えているところです。

それでは、時間の関係でもう一つだけ、環境教育にかかるところで、ちょっと余談になるかもしませんが、栃木県では、水辺環境とかそういう問題について、いろいろな自然団体の、環境団体の人たちが連絡組織をつくりながら、環境教育の場としてもう一度しっかりと見直しているところではないか、そして、水質保全とか川の持っている多面的な役割、こういうものをしっかりと守って次の世代に伝えていくのではないか、このようなことの取り組みが進められております。

水餃鬼という絶滅危惧種があるのだといふようにお話をなのですが、これはきっとどなたもわからぬと思います。水餃鬼という絶滅危惧種、これの要は水餃鬼、絶滅危惧種をやはり守らなければいけないという発想、非常におもしろいなと思うのですが、萤とかメダカ、これは本当に絶滅しちゃうんじゃないかと言われているのです。蝶鬼も、子供らも水辺で遊ぶのがいなくなってしまっているということを、私は環境教育の中では次に、愛知万博の問題に移りたいなと思っています。それでは次に、愛知万博の問題に移りたいなと思いま

うですが、私たちこの委員会においても、愛知万博については、新しい地球の創造、自然の報智、そういうテーマでやるんだ、それは大変結構である、しかし、やり方、その跡地の利用についても、それが決まりましたと、いよいよ決まりました。

清水国務大臣 万博会の会場計画、跡地利用につきましては、これまで、愛知県あるいは博覧会協会等におきまして、自然保護団体の皆様方とも意見を交換しながらいろいろ検討されてきて、そして、四月四日に先生御指摘のような結果が、方向

私は、本当にグリーン購入を徹底してやるということが始まれば、基本法はなくとも、むしろ進むいろいろな実態的には言えると思うのですね。そのくらい重要な問題で、だれもがそうすべきだと言いうながら進まなかつた。この辺については十分いろいろな問題を、なぜそなのかということ反省しながら、また問題を解決しながら、これは与野党を超えて、ぜひ実現させるべきである。先ほども言ったように、基本法を実態的に動かせるのはそういう法律だといふように私は思うので、ぜひ皆さん方にも働きかけをしていきたいなと考えているところです。

それでは、時間の関係でもう一つだけ、環境教育にかかるところで、ちょっと余談になるかもしませんが、栃木県では、水辺環境とかそういう問題について、いろいろな自然団体の、環境団体の人たちが連絡組織をつくりながら、環境教育の場としてもう一度しっかりと見直しているところではないか、そして、水質保全とか川の持っている多面的な役割、こういうものをしっかりと守って次の世代に伝えていくのではないか、このようなことの取り組みが進められております。

水餃鬼という絶滅危惧種があるのだといふようにお話をなのですが、これはきっとどなたもわからぬと思います。水餃鬼という絶滅危惧種、これの要は水餃鬼、絶滅危惧種をやはり守らなければいけないという発想、非常におもしろいなと思うのですが、萤とかメダカ、これは本当に絶滅しちゃうんじゃないかと言われているのです。蝶鬼も、子供らも水辺で遊ぶのがいなくなってしまっているということを、私は環境教育の中では次に、愛知万博の問題に移りたいなと思っています。それでは次に、愛知万博の問題に移りたいなと思いま

り研究会を設けましてこの戦略的環境アセスメントについての検討が進められておりまして、恐らく、この夏ぐらいまでは方向がまとまるというふうに思つてゐるところでございます。

できるだけこれまでの調査研究の実績を踏まえまして、より具体的に、我が国におきましても、大きな事業等に対しまして戦略的環境アセスメントを導入するための部門別のガイドラインの策定等について着手したいというふうに前向きに考えているところでございます。

○小林(守)委員 ゼひ今回の流れを行政的に、現実の問題から変えていくわけですからなかなか難しいとは思いますが、基本的にみずから課題として受けとめて、ああなったからよかつたよかったです。みずから、どういう役割を果たしてきたのかということをもう一度環境行政としては受けとめていただきたいな、強く希望します。

続きまして、神奈川県藤沢市における、荏原製作所の焼却施設からの排出水のダイオキシン汚染。

引地川という川に流れ込むわけですが、この引地川下流域において高濃度のダイオキシンが検出されたというようなことが三月二十二日に明らかになりました。数値的には環境基準の数千倍の、八千倍とも言われている濃度のものが出てきたということで大変な問題になつたわけあります。

それについて、既に神奈川県が環境庁と相談をして抜き打ち的な立入検査を行つたり、それから、水質保全局の方からは職員が現地に調査に入つたというようなことがあります。また、それらを受けて水質保全局長が現地で調査をされ、長官も既に三月三十一日には現地を調査されているわけですね。こういう経過をたどつて今回の、荏原製作所という、ISO14001を全事業所で取得されている、環境配慮型の企業としてはトップクラスとも言われるぐらいの大きい企業がとんでもない問題を起こしてしまつたということで、

極めて残念だと言わざるを得ません。

しかし、問題の本質を、極めて単純な施工上のミス、要は、汚水管につなげるべき排出水を雨水管につないでしまつたというような形で事故原因をほぼ断定するというような考え方が示されています。

されるわけでありますし、環境庁もそういう言い方をするわけであります。私は、このほぼ断定といふところが極めて問題の本質を見えなくさせてしまうことになるのではないかということを危惧するわけであります。

環境保全局長さんの二十六日の調査におけるマスコミのインタビューに對して、極めて単純なミスで遺憾、なぜ施工上のミスが生じたのか原因を調査するというようなお話をございます。これについて、現実には、単純なミスだけではない問題が明らかになりつつあります。それについても考えるならば、何かこの御発言というのは、まだ一定の影響力を持つ水質保全局長の発言というのようには思えてならないのですが、今日の調査状況を踏まえて、今局長さんの方で弁明するよくなことがあります。

○遠藤政府参考人 まず、本件につきましての経緯、そしてまた、その直後私が現地調査いたしましたときの発言の真意につきまして御報告申し上げたいと思います。

まず、経緯でございますけれども、引地川への流入水路でございます稻荷雨水幹線で藤沢市が本年一月二十六日と二月十六日に採取した水から、それぞれ三千二百ピコ、八千百ピコという極めて高濃度のダイオキシン類が検出されたという第一報が、三月二十二日、神奈川県と環境庁に入りました。

したがいまして、翌日三月二十三日でございましたが、それでも、神奈川県及び藤沢市が、荏原製作所に対しまして緊急立入検査を実施したところでございます。その結果、同工場の廃棄物焼却炉から、排水管の接続ミスによりまして未処理排水が排出されているということが判明したわけですが、調査に行かれた三名の方が局長にどう報告をされたのかわかりませんけれども、

でございまして、同工場に対しまして、当該焼却炉の運転を停止させたところでございます。

私、この事態が判明した直後、三月二十六日、清水長官の命を受けまして現地に赴きました。現場内を視察いたしまして、そのときの率直な印象を発言したわけでございます。端的に申しますと、この配管の接続上の問題を踏まえまして、工場内を視察いたしまして、そのときの率直な印象を発言したわけでございます。私は、このほぼ断定といふことは、やはり事態が発見されたという認識でございました。したがいまして、極めて強い調子で遺憾の意をあらわしたものでございまして、そういう点につきましては御理解を賜りたいと思いまます。

いずれにしましても、その事態を踏まえまして、すぐその場で大臣とも連絡をとりまして、環境庁と神奈川県、藤沢市の三者による引地川水系ダイオキシン汚染事件対策連絡調整会議を設置いたしました。その後、三月二十九日、四月十一日に第二回の会議を開きました。対策、対応をとつてきましたところでございます。

なお、委員も御指摘のとおり、三月三十一日に大臣みずからも現地視察を行つていただいています。以上でございます。

○小林(守)委員 話は理解できるところなんですが、要は、極めて単純なミスで遺憾というようなことで憤りを持ちながら、とんでもない、あってはならない事態だというようなことだったというふうに思いますが、今日の事態、このような構めで単純なミスで遺憾ということについては、会社側の説明を聞いてその場所を見て、会社側もそれは率直に認めているわけですね。しかし、今までふうに思いますが、今日の事態、このような構めで単純なミスで遺憾といふことに、会社側もそれを含めまして、事態を明確にして、対応をいかつましても明らかになつてきておりますので、このように私は思つてゐるわけですね。

したがいまして、その過程におきまして、今先生御指摘のような沈殿槽における沈殿砂の取り扱いについても明らかになつてきておりますので、それらも含めまして、事態を明確にして、対応をこれから考えていただきたいと思っております。○小林(守)委員 ですから、局長、その当時、極めて単純なミスというふうに即断して言つてしまつたことについては、これはやはり拙速だったとか早計だったとか、そういう反省は今ないのですか。

○遠藤政府参考人 二十六日に参りましたときに、現場を見まして、それでこれ

ただ単に配管ミスだ、では、これはその配管をした人が悪いみたいな、うつかりちやつかりミスが収束されてしまつて、こんなでたらめなことをだれがやつたんだ、会社は被害者だみたいなところに話がいつてしまふのじゃないか。しかし、現実の問題としては、終末処理場というのですか、沈殿池、汚染水の終末の浄化槽、終末貯水槽といふか、そこの残つている汚泥の処分の仕方については既に、それをバキュームカーで吸い上げて敷地内にまいていた、七、八年間そういう取り組みをしてきたというようなことが明るみになつています。

ですから、単純なミスではない、許されない大変な問題が世界のトップ企業である環境配慮型の企業の中でとんでもないことが行われていたといふことが明るみになつてきたわけですから、局長は、その当時はそういうふうに考えたかも知れません、会社側の言い分けを聞いていたのではなく、このように私は思うのですが、もう一度お聞きしたいと思います。

○遠藤政府参考人 この件が判明いたしましたけれどもがとりました対応でござりますけれども、やはりこういう事態に至つた管理体制上の問題とか、あるいは施工上の問題とか、設計上の問題とかにつきまして、問題を提起しまして、今詳細に情報を聴取しておるところでございます。

したがいまして、その過程におきまして、今先生御指摘のようない沈殿槽における沈殿砂の取り扱いについても明らかになつてきておりますので、それらも含めまして、事態を明確にして、対応をこれから考えていただきたいと思っております。

○小林(守)委員 ですから、局長、その当時、極めて単純なミスといふふうに即断して言つてしまつたことについては、これはやはり拙速だったとか早計だったとか、そういう反省は今ないのですか。

が配管のミスであったということで、これは単純なミスであるというふうに直視をいたしました。しかし、現在におきまして、そのミスがなぜ生じたのかにつきましていろいろ調査しておりますので、その当時におきましてのいろいろな発言につきましたし、先生にいろいろ誤解を招くようなことがあります。ましたら、それは私の真意ではございません。

いずれにしましても、今後の対応をきちんとしておきたいかねということで、今後対応してまいりたいと思つております。

○小林(守)委員 真意、本意ではないというようなことなんでしょうねが、私は、そのほかに、極めて優秀な環境配慮型の企業だから、単純なミスだつた、残念だという形で、会社の名に泥を塗つてしまつよう、イメージダウンを決定的にするようなことはしたくないという意識が働いているのではないか、このように考えられますし、また、環境を物すごく優先的に配慮している企業だから、あるはずがないというような意識が強く働いて、単純ミス、要は人為的なそれを詰け負つて、どうかがわかつてきているわけですよ。そういうことがわかつてきていると思います。

ですから、この問題は排出水の、いわゆる水質汚濁防止法だけの範疇の問題ではないというふうに言わざるを得ません。問題の発展が、根本的な原因が別のところにあるということにどんどん議論が展開しているというふうに思います。そういう観点で、私は、きょう厚生省の方から水道環境部長さんの御出席をいただいておりまして、それで、焼却場または排出ガスの浄化システムとか、一定の法規制がきちっとかかっているはずでありますけれども、今回の荏原の焼却場の問題について、どこに法違反の問題があるのか、ど

ういうところに不適正なやり方があったのか、その辺を厚生省の方の立場から、システム上の問題ですから、明らかにしていただきたいということでおいでいただいたわけでございます。よろしくお願ひいたします。

○岡澤政府参考人 今回の事案につきまして、焼却施設がございますが、焼却施設から出た煙につきましては、バグフィルターをつけておりまして、そのバグフィルターを通した排ガスについて、スクラバーという煙を洗う装置でございます。この循環使

用された水につきましては、余剰水がオーバーフローしておりますが、これが排水として外に出していくという構造になつております。今回、非常に高い濃度の水が出ておりますのは、そのバグフィルターで処理された排ガス中のダイオキシン濃度というのはそれほど高い濃度とは考えられないわけですけれども、洗煙水を循環利用させることによつてダイオキシンを濃縮させまして、それがオーバーフローして外へ出でていったことから、こういう高い濃度のものが出来たというふうに考えております。

○小林(守)委員 そういうことじやなくて、適法が適切に処理されているとすれば、バグフィルターを通して後の煙という意味でございますけれども、その程度の洗煙水の処理につきまして、特段問題となつているケースはほかでは余りないと

思ひます。

一般的なこうした施設につきましては、洗煙排水が適切な排水処理施設に接続されていて、それ

が適切に処理されているとすれば、バグフィルターを通して後の煙という意味でございますけれども、その程度の洗煙水の処理につきまして、特段問題となつているケースはほかでは余りないと

思ひます。

ですから、今回、持つてあるニシットそのもの

が何か構造基準に違反しているというふうなことではなくて、全体の使い方の問題、特に、設置者が配管のところを雨水配管と污水配管とを間違えて接続してしまって、結局、洗煙水が処理施設に

しているというふうに考えております。

ただ、これにつきましては、構造上のミスから

スタートしておりますけれども、それをいつまで

捨てられました汚泥の状況あるいは周辺の状況につきまして、その分析結果を見た上で、私どもいまして、それは焼却施設から洗煙施設に至る一連の過程について荏原製作所がしっかりと管理しておいていただいたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○岡澤政府参考人 産業廃棄物処理施設はみずから処理することが原則になつております。処理する場合には、自分の敷地内に施設を設けて、一定の基準をクリアしてしまさなければなりません。そのためには、自分で自分自身の敷地内に施設を設けて、一定の基準をクリアしてしまさなければなりません。そのためには、自分で自分自身の敷地内に施設を設けて、一定の基準をクリアしてしまさなければなりません。

○小林(守)委員 産業廃棄物の規制、指導等につきましては、基本的に法定受託事務で都道府県に事務を任せております関係上から、当面、とりあえず都道府県の対応を待つて、都道府県から相談があつた場合に国としてその相談に乗るというふうなことで考えております。

今調査しているところでございますので、結果を見て、必要があれば、私どもも現地に担当官を派遣するなどを含めて、関係省庁と連携して対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○小林(守)委員 時間が参りましたので終わりますけれども、例えば住民との説明会の中で、荏原製作所の方の社長を含め役員の方々は、あの辺で

とれるシラスについては、とにかく基準値以下であつて、全く健康上問題ないですよといふようなことを環境庁が資料を出してくれた、だから海洋についての問題はございません、健康上の問題は

ありませんということを、環境庁の名を使いながら、安全宣言的なことを住民に説明をした。

しかし、住民の方は納得できないというようなことあります。実際には、シラスのダイオキシンの濃度、シラスの検体を調査したらば、非常に少ないので、○・幾つかの数値が出た。では、引地川流域に住んでいるヨイとかフナ、それは食べていいから調べないのだということではなくて、海

に行けば確かに拡散しちゃうわけですから、確かに薄くはなると思うんだけれども、フナとかコイなどの引地川に住んでる魚などの検体をちゃんと調べているのかどうか。しかも、聞いたところによると、シラスの検体一つだけで、海洋の魚類については極めて安全なんだ、問題ないのだといふようなことを、会社側は安全だということの証明のために使っているという事実があります。これらについても、環境庁の果たす役割というのは、両方に使われるということなんですね。

そのことを指摘しまして、時間が参りましたので終りますけれども、ぜひ厚生省の方も、システム上の問題でありますから、今度一緒にになるはずでありますから、縦割りのいろいろな問題については私は断じて認めません、何かあるんじゃないかというふうに思えてならないのですけれども、きっちりと連携をとつて、これは水質汚濁だけでは解決できない問題まで発展してしまいますから、環境庁は行っているんですよ、厚生省は行かないという話はない、法定受託事務だから奈川県に任せますという話じゃないよ、これは、政令で決めた部分について不十分なところがあるのではなくいかということをきちっと検証する、そういう意味からも、ぜひ調査にみずから参加してほしい、このように要望して、終わります。

○細川委員長 若松謙維君  
○若松委員 公明党・改革クラブを代表して、質問をさせていただきます。

まず最初に、四月八日と九日、GLOBE、地球環境国際議員連盟の第十五回世界総会が行われまして、G8環境サミットと同時並行で滋賀県大津市で開催いたしました。そこで長官と十回ぐらいいお会いしましたが、行わっておりまして、このG8各国、特に二〇〇二年までの京都議定書

の批准を義務化させるかということで、先ほど小

林委員も御質問されましたけれども、アメリカとカナダがちょっと渋った、こんなことで、たしかに約束してもらいたいというのは、私どもGLO BEとしての各国共通の、アメリカの議員も含め

いた願いでもありますので、そういう観点からの

側面的な支援の役割も果たしたのではないか、こ

う自負しているところでございます。

そして、そのときに私も「循環型社会の構築へ

向けて」というアクション・エンジニアを出しまし

たところ、大変な好評をいただきまして、いよいよ循環型社会法の制定の機が熟したのかな、そ

う思って、質問に移らせていただきたいと思いま

す。

ほとんど長官に対する御質問だと思いますけれ

ども、今回、COP6に向けて、世界の主要国、

特にG8諸国による、まず一つ目として、国内法

整備を含めた批准のための法的手段、及び二点目

としまして、気候変動に対処するための諸施策の

パッケージの準備において、日米両国が特におく

れているとのNGOの指摘がありました。私もそ

の資料をいたしましたけれども、特にWWF

ジャパン作成もしくは気候ネットとか、そういう

ところがいろいろな情報提供をしていただきま

したけれども、環境庁長官のお考えは、どのように理解されているでしょうか。

アメリカでは、議会が議定書の締結に依然とし

て反対の姿勢があるわけだとございまして、しか

し、その中で、クリントン政権は、再生可能エネ

ルギーの研究開発あるいは省エネルギーなどを推

進するために、二〇〇一年度の予算として、前年

度比四〇%増となるような、計約二十四億ドル以

上での温暖化対策関連予算を要求しているというよ

うなことで、アメリカ国内での温暖化対策の推進

に積極的に取り組んでいるということも承知して

いるところでございます。

○若松委員 では、G8各國が、どの程度地球温

暖化に対してもさまざまな施策を施されているかと

も、私どもとしては、かなり積極的にこの問題に

取り組んでいるつもりでございます。

日本でございますけれども、昨年の四月から、

世界に先駆けまして、地球温暖化対策推進法を施行しております。この法律は、京都議定書の締

約もどもとしては、かなり積極的にこの問題に

取り組んでいるつもりでございます。

日本でございますけれども、昨年の四月から、

世界に先駆けまして、地球温暖化対策推進法を施行しております。この法律は、京都議定書の締

約もどもとしては、かなり積極的にこの問題に

取り組んでいるつもりでございます。

今回の議論を通じまして、参加各国の間で有意

義な情報交換ができたものと思ってるわけでございますが、各國ごとの取り組みの評価は行われなかつたわけでござりますけれども、我が国を含めまして、各國固有の状況の中で、真剣かつ多様な努力と工夫がなされているということを実感し

基づきまして閣議決定されました基本方針に従いまして、各種の国内施策を推進しているところでございまして、今後さらにこれは充実しなければならないというふうに考えているところでござります。

これらの対策の効果もございまして、一九九八年度、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量が、前年度比三・五%減少したという結果が出ています。

我が国は、二〇〇二年までに京都議定書を発効させることを、昨年のボンの会議におきましたが、また今回のG8環境大臣会合におきました

でも、欧州各国とともに主張したことをございます。

これが、二〇〇二年までに京都議定書を発効させることを、昨年のボンの会議におきましたが、また今回のG8環境大臣会合におきました

でも、欧州各国とともに主張したことをございます。

我が国は、国、地方公共団体、NGO、産業界等の各主体が積極的に取り組んでおられます。

これから提出されました八十一の事例の地球温暖化にかかる国内対策のベストプラクティスの経験と長官はお考えになりますか。

○清水国務大臣 ことの二月、葉山で、G8環境未来フォーラム、そこでG8各国及び欧州委員会から提出されました八十一の事例の地球温暖化にかかる国内対策のベストプラクティスの経験の交流をいたしました。

我が国は、国、地方公共団体、NGO、産業界等の各主体が積極的に取り組んでおられます。

環境庁といたしましても、このCOP6を目指

した国際交渉の進展も踏まえつつ、京都議定書の締結に必要となります総合的な国内担保制度の確立をぜひしたい、全力で取り組んでいきたいと

思っています。

アメリカでござりますけれども、アメリカは、

世界最大の温室効果ガスの排出国でござります。

何といっても、この実効ある京都議定書の実施を確保する上で、アメリカが参加できるかできないかというのは、非常に大きな問題であるというふうに思っています。

アメリカでは、議会が議定書の締結に依然とし

て反対の姿勢があるわけだとございまして、しか

し、その中で、クリントン政権は、再生可能エネ

ルギーの研究開発あるいは省エネルギーなどを推

進するために、二〇〇一年度の予算として、前年

度比四〇%増となるような、計約二十四億ドル以

上での温暖化対策関連予算を要求しているというよ

うなことで、アメリカ国内での温暖化対策の推進

に積極的に取り組んでいるということも承知して

いるところでございます。

○若松委員 では、G8各國が、どの程度地球温

暖化に対してもさまざまな施策を施しているかと

も、私どもとしては、かなり積極的にこの問題に

取り組んでいるつもりでございます。

日本でございますけれども、昨年の四月から、

世界に先駆けまして、地球温暖化対策推進法を施行しております。この法律は、京都議定書の締

約もどもとしては、かなり積極的にこの問題に

取り組んでいるつもりでございます。

たわけでございます。

私は、我が国の産業界における省エネ水準というのは世界でもやはりトップレベルであるというふうに認識しておりますし、また、今後、各国の国内対策の推進に当たっては、我が国の取り組み事例というのも非常に参考になるというふうに思っておりますし、G8環境大臣会合のときに思つておりましたし、G8環境大臣会合のときにも、多くの大臣からそういう声が直接聞かれました。

我が国におきましても、また各国の先進事例を参考にしつつ、六%削減目標を確実に達成し、京都議定書を早期に締結するための総合的な国内対策を確立するために全力を挙げてまいりたいというふうに思つております。

○若松委員 もう時間が近づいてまいりましたので、NGOが、今回大津に大変大勢の方が集まつて、特に税制のグリーン化に関する「おうみ宣言」を決議して、恐らくセサブションのときにも環境庁長官に直接申し入れていたのを私目の前で見ておりましたけれども、それがG8コミュニケの中にはどう反映したのか。

あと、もう一つ。ちょっとこれは質問項目に入れてなかつたのですけれども、GLOBE、いわゆる議員の側の議論としてちょっと二点要求したいのですけれども、その中で、議員としての結論として、やはり水素エネルギー生産、これを導入しないと地球温暖化は難しい、そういう結論が出来まして、それについてどう政策を進めしていくのか。

もう一つ、CDMというクリーン開発メカニズム、これにつきましても、特に開発途上国において、今後、日本のODAにいかにこのCDMを盛り込んでいくか。

ちょっとこの点について、三つ一挙に御質問しましたけれども、答えられる範囲で答弁いただきたいたいと思います。

○清水国務大臣 まず、NGOの方々の「おうみ宣言」でございます。それがG8コミュニケの中

にどう反映されたのか、特に、税制のグリーン化

に関する問題についての御指摘でございました。

今回のように、NGOの方々の御意見を直接伺ながるいろいろな政策に反映させていくというふうに認識しております。多くの方々が参加されて、そして、温暖化対策に積極的に取り組んで「おうみ宣言」を取りまとめられましたこと、大変高く評価する

やり方、とてもすばらしいことだというふうに認識しております。多くの方が参加されて、そして、温暖化対策に積極的に取り組んで「おうみ宣言」を取りまとめられましたこと、大変高く評価する

わけでございます。

「おうみ宣言」を拝見いたしましたら、政府が、市民参加のものとに開かれた場で議論をし、持続可能な道へ向けた政策転換を図ることを強く求め参考にしつつ、六%削減目標を確実に達成し、京都議定書を早期に締結するための総合的な国内対策を確立するために全力を挙げてまいりたいといふふうに思つております。

○若松委員 もう時間が近づいてまいりましたので、NGOが、今回大津に大変大勢の方が集まつて、特に税制のグリーン化に関する「おうみ宣言」を決議して、恐らくセサブションのときにも環境庁長官に直接申し入れていたのを私目の前で見ておりましたけれども、それがG8コミュニケの中にはどう反映したのか。

あと、もう一つ。ちょっとこれは質問項目に入れてなかつたのですけれども、GLOBE、いわゆる議員の側の議論としてちょっと二点要求したいのですけれども、その中で、議員としての結論として、やはり水素エネルギー生産、これを導入しないと地球温暖化は難しい、そういう結論が出来まして、それについてどう政策を進めていくのか。

もう一つ、CDMというクリーン開発メカニズム、これにつきましても、特に開発途上国において、今後、日本のODAにいかにこのCDMを盛り込んでいくか。

ちょっとこの点について、三つ一挙に御質問しましたけれども、答えられる範囲で答弁いただきたいたいと思います。

○清水国務大臣 まず、NGOの方々の「おうみ宣言」でございます。それがG8コミュニケの中

にどう反映されたのか、特に、税制のグリーン化

CDMに関しては、先ほども何度も申しましたけれども、大変皆が関心を持って、この中にも含まれているところでございます。

○若松委員 以上です。

○細川委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党的藤木洋子でございます。

きょうは、G8環境大臣会合関連の質疑をさせていただきますが、まず最初に、京都議定書の効力に向けまして、重要な節目となる第六回締約国会議がことし十一月に迫っております。そのさなかに、今回のG8環境大臣会合は、前哨戦ともいふべきものとして行われたというふうに私は思つております。

今回のG8環境大臣会合のコミュニケの気候変動、ここでは、「できるだけ早く京都議定書の批准・効力を促進することを確保する」というコミュニケメントを確認する。ほとんどの国々にとってこれが遅くとも二〇〇二年までにということを意味する。このようになつております。この表現というのは、効力の時期を二〇〇二年と明記したいという立場の日本、欧州と、それから時期の特徴を回避したいと考えている米国、カナダの対立の中での玉虫色の声明、マスコミではこのようないふべきものとして行なわれたというふうに思つております。

そこで、この「できるだけ早く京都議定書の批准・効力を促進する」という表現にとどまつたのは、事実上二〇〇二年効力を先送りしたことになります。そのではないか、このようになつておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○清水国務大臣 けさほど来この問題については摘要でございます。

○清水国務大臣 これから、先生御指摘の、GLOBEでの御指

摘要でございます。

○清水国務大臣 その中で、エネルギーの問題について

り込んでいくか。

ちょっとこの点について、三つ一挙に御質問しましたけれども、答えられる範囲で答弁いただきたいたいと思います。

○清水国務大臣 まず、NGOの方々の「おうみ

宣言」でございます。それがG8コミュニケの中

にどう反映されたのか、特に、税制のグリーン化

しかし、一部の国におきましては、そういう問題が出てきたわけでございますけれども、しかしながら、これは先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、ほとんどの国にとって、このできるだけ早くというのではなくとも二〇〇二年までにというふうに思つております。そこで、このことを決して二〇〇二年にしないよといったことではないというふうに理解しているところでございます。

○藤木委員 その具体的な期限が、ともかく二〇二一年というふうに盛り込まれたというのが一步前進であるというような御発言でございますけれども、しかし、これはほとんどの国々にとってとてつておりまして、やはり一部の国を例外扱いにしたという条件つきになつているわけですね。

○藤木委員 その具体的な期限が、ともかく二〇二一年というふうに盛り込まれたというのが一步前進であるというような御発言でございますけれども、しかし、これはほとんどの国々にとってとてつておりまして、やはり一部の国を例外扱いにしたという条件つきになつているわけですね。

京都議定書では、削減目標時期が二〇〇八年から二〇一二年に設定されております。温暖化ガス削減に必要な国内措置などを考慮いたしますと、二〇〇二年以降にもしこの効力がずれ込んでしまうと、議定書の実効性に影響が出てくるのではないか、このように私は思います。しかし、この共同声明の「ほとんどの国々にとって、」という表現は、事実上、米国、カナダについて議定書の批准を先送りしてもよい、こういうことを共同声明という形で認めたことになるのではないかといふふうに思うのです。

そこで、今回の共同声明での規定は、もし米国、カナダが日本や欧州とは別の方向へ動き出したらとしても、これを否定できなくなってしまったのではないかと思うのですけれども、その点はどうですか。

○清水国務大臣 先生御指摘のように、コミュニケ

ケの中では「できるだけ早く京都議定書の批准・発効を促進することを確保する」というコミットメントを確認する。ほとんどの国々にとって、これは遅くとも二〇〇二年までにということを意味する。」というあらな合意を得た。この合意は、先ほど申しましたけれども、多くの国々が二〇〇二年までには京都議定書の発効を目指すということを明確に表明した、そして、二〇〇二年までに京都議定書を発効することに合意をしたということを明確に意思表示ができなかつた国にとっても、G8全体としてのコミュニティの中でこういった表現をすることに合意をしたということ、そういう意味では、非常に私は評価できるものだと思っておりますし、米国が二〇〇二年までの締結を行わなくていいというふうなものではないといふように理解しているところでございます。

先ほど申しましたけれども、なぜアメリカがこのところで賛成できなかつたかというのは、やはり議会の問題があつて、とにかく自分たちも早くしたい、しかし、やはり議会のことを考えれば、今ここで明記することが本当にプラスかどうかと、このことについて御意見を述べられたことでこういう表現になつたわけでございますけれども、決してこれは二〇〇二年までにしなくていいよといふことを約束したものではないと私ども全体では理解したところでございます。

○藤木委員 この共同声明が、結局はほとんどの国々にとって、遅くとも二〇〇二年までにということについての表現になったわけで、これで共同声明が採択されたというふうに私は思うわけですね。確かにそうだと思うのです。しかし、その後で、早速米国の交渉担当者の一人が、共同声明は議会を説得する材料になる、こういう真意を明らかにしたというふうに伺つてゐるわけですから、ここに米国の態度があつて、遅くとも二〇〇二年にいうふうに思つてゐるようだと思つてます。これは、「アメリカとカナダはほとんどの国々の中に入つていいから、二〇〇二年に縛られることはない、こう言つて議会の理解が得られる」と考へてゐるのではない

かということを私は危惧するわけです。

そこで、日本政府は、森首相が、二〇〇一年までに発効させ行動を加速させることは大きな意味を持つ、こういふメッセージを寄せるなど、議定書の早期発効を訴えたというふうに伝え聞いてお

ります。さらに、欧洲などは既に米国抜きの議定書の発効を主張しているというところもあったと聞いております。例えば、ドイツのブッバターブル気候環境エネルギー研究所のヘルマン・オット

部長は、米国を待つては発効は十年おくれ

5%になる、このように言つております。

そこで、共同声明にもございましたよ。

「は

とんどの国々にとって、これは遅くとも二〇〇二年までに」という表現で言うのであれば、米国抜きでも二〇〇二年までに発効させる、こういう姿勢を日本政府はおとりになるのかどうか、それは大臣、いかがですか。

○清水国務大臣 それはできないことはないかも

しませんけれども、現実問題といつてしまして、

温湿度効果ガスを二二%以上も出しているようなこ

と

で、私どもとしては、何とかしてアメリカが参加

できるような条件をみんなで考えていかなきゃな

らないということで、このたびの環境大臣会合で検討したわけでございます。

もそうでしたし、あるいは二国間で会談もいたし

ましたけれども、そのときにも、アメリカがなぜ

やはり途上国問題なんですね。途上国の意味ある

参加と、この目標に向かって私たちは努力してまいります。それはもう

確実に申し上げられることでございます。

しかしながら、やはりこれは一ヵ国が、先進国

がどうのという話じゃございません。どこの国が

いつどうのではなくて、やはり地球全体と

して国際的に取り組まなきゃならない大きな仕事

でございます。そのことを念頭に置きながら、この問題を本当に解決に向けて努力をしていきたい

ということを重ねて申し上げたいと思います。

○藤木委員 そうすると、米国の参加なしに発効はしない、そういう立場のように伺えるわけですね。米国の意向に結局は振り回される結果を招いているのではないかというふうに思うのですよ。

まず、日本が京都議定書をまとめた議長国ですか

ら、その議長国としてEUと一緒に二〇〇二年ま

で発効させることを私は必要だと思うわけ

です。そうでなければ、京都議定書の約束が実行されまいということを思つてます。そのためには

御質問させていただいたわけです。

今回のG8環境大臣会合では、フランスが第六

回締約国会議の直後に京都議定書を批准するとい

う意向を表明したということに対して、米国とカ

ナダは、時期を行政府が示すということをやると

批准権限を持つ議会の反発を招くおそれがある、

こういうことを言って、時期の明記に難色を示

す。

これらの問題につきましては、私からも今回

会議におきましても発言いたしましたし、G8の

環境大臣の相互におきまして、大変大きな皆さん

に思つてゐるわけでございます。

込まれたところでございます。

○藤木委員 先進国の国内対策が極めて大事だと

いうことでは私も意見が一致いたしました。

国内対策による温暖化ガスの大幅削減につきましては、今回の共同声明でも、「G8各国による地球温暖化国内対策の強化」といたしまして、

「我々は、地球規模の気候変動に取り組むために相当の国内的措置を行なうことを再び約束する。我々は、京都メカニズムが国内的措置を補完するものとなることを確認する。」と改めて強調しているところです。

しかし、日本が京都議定書で約束をいたしました六%削減は、事実上、産業、運輸などの国内措置で削減するのは〇・五%です。残りは、森林吸収で三・七%、排出量取引と共同実施、クリーン開発メカニズムなど、いわゆる京都メカニズムの活用で二%程度削減する、こういう抜け穴頗みになつてゐると私は考えております。この抜け穴をなつてゐると私は考えております。この抜け穴を探る外交交渉に頼つてゐるために、日本は各國に比べて、実は国内措置の具体化が大変おくれてゐるよう思ひます。

そこで、今回の共同声明でも改めて強調されております京都メカニズムが国内的措置を補完するものとして、主体であるのは産業、運輸などの分野だと、ですから、この主体である産業、運輸などの分野での一層の大削減を履行すべきではないか、このように考へるのですけれども、この点はいかがでしようか。

○清水国務大臣 御指摘のように、運輸部門は排出量の伸びが顕著でございます。産業部門は、排出量はほぼ横ばいといふことで推移しているわけですが、排出量の寄与割合が全体の約四割ということで非常に大きいわけでもございまして、さらなる努力を着実に進めなきやいけないと、いふように認識しているところでございます。

今、環境庁におきましては、環境基本計画の見直しが始まつております。中央環境審議会に諮問いたしまして御審議いただいているわけでござります。

いますけれども、その一環として、地球温暖化対策のあり方について検討をして、ただいております。

検討に当たりましては、各般の温暖化対策を確実に実行していくための推進メカニズムとして、規制的手法、税や排出量取引などの経済的な手法、あるいは自主的取り組みなど、そういうことをどのように活用することが適切なのかどうかと

をどのように活用することが適切なのかどうかとをどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切なのかどうかとをどどのように活用することが適切のかどうかとをどどのように活用これが強く求められております。

そこで、声明にもありますように、琵琶湖に対する総合的な水質管理のアプローチ、水資源管理のアプローチを採用いたしまして、琵琶湖の集水域も含めた淡水資源アセメント、これを実施すべきではないか、このように考へるのですけれども、いかがでしようか。大臣でも局長でも結構でありますけれども、その必要性についてはどのようにお考えでしようか。

○清水国務大臣 先生御承知の地球温暖化対策推進大綱におきましては、今、吸収源による温室効果ガスの吸収量は、目標期間の植林、再植林等にありますけれども、その必要性についてはどのようにお考えであります。この六%達成を義務づける法規制と計画が必要だと思うんですね。今いろいろとシナリオ化の問題だとか言われましたけれども、温暖化防止とはならず、昨年成立をした地球温暖化対策推進法というのでは、六%削減そのものを達成するための法律ではなかつたわけですから、それをどういった法規制がぜひとも必要だ、そしてそれなります純吸収分を考えますと約〇・三%，二〇一〇年ころにおける我が国全体の森林等による純吸収量を考えると約三・七%と推計しているわけですね。そしてまた、長期エネルギー需給見通しにおいては、二〇一〇年度の原子力発電の設備容量を七千五十万キロワットと予測している。これは原発約二十基に相当するということでございます。

○藤木委員 大幅に見直しを行つているというごとくでございますけれども、それは確かに、エコラ・イフ百万人の善いであるとか、省エネ法で製品の省エネ化を図るとか、人工林の造成というだけで、これからの見直しといふ点で次の質問をさせていただきます。私はそう思つておりますし、やはり抜け穴頗みと、言ひながら思ひますね。

○清水国務大臣 大幅に見直しを行つているというごとくでございますけれども、それは確かに、エコラ・イフ百万人の善いであるとか、省エネ法で製品の省エネ化を図るとか、人工林の造成というだけでは、とても六%の削減は達成できない。これは、たしていけるわけでございますけれども、その中で、エネルギー等につきましては、通商産業省からヒアリングでありますとか、あるいは原子力、エネルギー分野の有識者との意見交換を予定したりしておりますけれども、その中で、エネルギー等につきましては、エネルギー政策の観点も踏まえた温暖化対策のあり方を検討しております。

先ほども申しましたように、現在、中央環境審議会におきまして環境基本計画の見直し作業をいたしておりますけれども、それは確かに、エコラ・イフ百万人の善いであるとか、省エネ法で製品の省エネ化を図るとか、人工林の造成といふことでございますけれども、それは確かに、エコラ・イフ百万人の水がめと言われる琵琶湖がございます。

声明では、「我々は、流域における環境保全上健全な管理を含む、総合的な水資源管理のアプローチを採用することによって、水資源及び生態系の保全」を明記しております。

また、吸収源の具体的取り扱いにつきましては、これは気候変動に関する政府間パネル、IPCCと申しますけれども、ここが本年の五月に特に、二・五%の削減を達成するというのがございました。そのためには、二〇一〇年までに原発を最大二十基新設するということになっておりました。しかし、最近のシェー・シー・オーの臨界事故であるとか、あるいはデータ改ざんによる事故であるとか、あるいは見直しによるアドバイスの実施の延期など、原子力開発が深刻な問題を次々起こしているわけです。

そこで、政府は新年度からエネルギーの長期需給計画調査というのを実施いたしまして、京都議定書の六%削減目標の具体的な達成方針について検討を行う予定にしております。

そこで、京都議定書で約束をした六%削減は、

○藤木委員 確かに、虚構の原発をもとにした方

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

水資源の管理のためには、先生御指摘のよう

に、河川、湖沼などの地表水あるいは地下水を含む流域全体、これを視野に入れました健全な水循環の確保が必要だと思つております。

このような中で、琵琶湖は日本最大の湖でもござりますし、滋賀県にとどまらず、近畿圏の水がめとして水質保全上緊要な淡水资源として重要でございます。このため、国土庁が中心となりまして、平成十年度には琵琶湖の総合的な保全のための計画調査を取りまとめました。そして、環境庁を含む関係六省庁が連携いたしまして、琵琶湖の集水域における水源涵養機能の保全などを含めた総合的な対策を推進していくこととしているところでございます。

環境庁といたしましても、これらの点を踏まえまして、琵琶湖の水質保全につきまして一層取り組んでまいりたいと思っております。その前一つの論点として承つておきたいと思います。

○藤木委員 非常に総合的な管理をやついて、

環境についての対策も総合的な対策を進めていく

というお話をございましたけれども、実際に琵琶

湖の水質を悪化

させてしましましたし、また湖沼法の規制でも水質悪化を食いとめることができない、こういう状況があるわけですから、この点については、実際

の問題を解決していく上でも、そういうふうにアセスメントに迫つていただきたいというふうに思ひます。

さらに、琵琶湖周辺は産廃の無許可処分での産廃銀座になつていて、私は本当に残念な思いがしたのですけれども、実は大津市の真野北部土地改良区というところへ私も行つてしまりました。農地のかさ上げをするという理由をつけましたり、果樹園にするという理由をつけましたり、それから芝の養生地に造成するというさまざまな名目で産廃を埋める無許可処分が続いているわけです。

この産廃の無許可処分地から、実は悪臭を放つ污水が流出しておりまして、それもにおいだけで

はないのですね。P.C.B.、カドミウム、鉛、砒素、水銀などの有害物質が検出されるに至つておられます。

有害物質を検出いたしましたのは、真野北部土地改良区が、新和建設という業者の処分地内での

調査によるものでございます。滋賀県は、その処

分地から四百メートルほど下流の川を調べまし

て、P.C.B.などの有害物質は検出されなかつた、

こういう発表をしているわけです。

私たちも、もう一度真野北部土地改良区の告さ

ん方と合意できるような調査が必要であろうとい

うふうに思うわけですね。改めて、污水を採取し

て、分析をしていただきたいというふうに思いま

す。

もちろん、その真野改良区の方たちは、もうこ

こはそういう汚水が出たのだから、直ちに遮水壁

を設置して、流出をとどめてもらいたい、こうい

うことと言つていらっしゃるわけですが、再度住

民合意のもとで行った採取の結果、そういうたな有

害物質が出た場合には、流出を食いとめる措置を

とるべきであろうというふうに思うのですが、そ

の点についてのお考えを伺いたいと思います。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、滋賀県大津市の真野北部

地域の廃土捨て場周辺の問題でござりますけれども、北部土地改良区が排水の測定を行つまして、

そしていろいろP.C.B.、鉛等の有害物質が検出され

た、こういうことでござります。

一方、滋賀県は、下流部での影響把握のため

に、昨年九月に付近の河川の水質を測定した。ま

た、本年一月には、廃土捨て場周辺の浸出水、土壤の溶出試験を実施したということをございます。県の調査ですと、有害物質はいずれも検出限界値以下であった、こうされております。また、下流部に環境基準点がござりますけれども、これまで有害物質が環境基準を超えたことはないと

改良区の立ち会いのものと確認のための調査を行つております。

そのいろいろな対策でござりますけれども、滋賀県では、周辺の水質調査の結果において有害物質の流出が確認されていない状況では、現時点では、P.C.B.などの有害物質は検出されなかつた、

こういう発表をしているわけです。

私たちも、もう一度真野北部土地改良区の告さ

ん方と合意できるような調査が必要であろうとい

うふうに思うわけですね。改めて、污水を採取し

て、分析をしていただきたいというふうに思いま

す。

もちろん、その真野改良区の方たちは、もうこ

こはそういう汚水が出たのだから、直ちに遮水壁

を設置して、流出をとどめてもらいたい、こうい

うことと言つていらっしゃるわけですが、再度住

民合意のもとで行った採取の結果、そういうたな有

害物質が出た場合には、流出を食いとめる措置を

とるべきであろうというふうに思うのですが、そ

の点についてのお考えを伺いたいと思います。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、滋賀県大津市の真野北部

地域の廃土捨て場周辺の問題でござりますけれども、北部土地改良区が排水の測定を行つまして、

そしていろいろP.C.B.、鉛等の有害物質が検出され

た、こういうことでござります。

一方、滋賀県は、下流部での影響把握のため

に、昨年九月に付近の河川の水質を測定した。ま

た、本年一月には、廃土捨て場周辺の浸出水、土壤の溶出試験を実施したということをございます。県の調査ですと、有害物質はいずれも検出限

界値以下であった、こうされております。また、

しかし、土地改良区と県の調査につきましてそ

うのが必要な気が私はしておりますけれども、そういったことの検討を含めて、今後お考えをいたさうだと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 環境庁といたしましては、真野北部地区に有害物質を含む廃土がござりますけれども、これは建設廃棄物が不法に搬入されてしまうケースであるならば、やはり廃棄物処理法での的確な対応が図られるべきではないかということが基本的なポジションでございます。

いずれにしましても、こういう問題に対しまして、各種現行法とか各種指針等をベースにしまして、対象とする有害物質とか施設の特性に着目し、規制等により対応していくということが現実的であると考えております。

○藤木委員 地元で調整が行われているというこ

とでござりますので、その調整がぜひ成功裏に運びますように、環境庁としては極力御支援をして

いただきたいというふうに思います。

○藤木委員 地元で調整が行われているというこ

とでござりますので、その調整がぜひ成功裏に運

びますように、環境庁としては極力御支援をして

いただきたいというふうに思います。

○藤木委員 時間ですからこれで終わりますけれ

ども、私はいろいろあっても、現状がそのまま放置されているということを見過ごしてはならないということを厳しく申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○細川委員長 中村鏡一君

○中村(鏡)委員 大津で行われましたG-8、本当に御苦労さままでございました。

朝から質問で随分議論されておりますので、私も重複した質問になるかと思うますが、コン

ファームする意味で、二、三確認を含めて質問をさせていただきたいたい、こう思います。

今回のG-8で、やはり主要な議題は、次につな

げるということだと思います。幾らいことを決めてそれが実現しなければいけませんから、

当然ながら次につなげるということは、具体的に

は遅くとも二〇〇二年に京都議定書を発効させる

という、この目標期限の設定はできなかつたわけ

でございますね、アメリカが反対をいたしました

行為であります。O.P.M.で、こういった目標はぜひひと

も成功させる必要があるわけでございます。

これは、やはり大臣初め当局の皆さん方の決

意、やり抜くということを國民に約束する、そう

いう姿勢が大事だ、こう思うのですが、その点に

ついて、まず清水長官の御意見、決意のほどをお伺いしておきたいと思います。

○清水国務大臣 二〇〇二年までに京都議定書を発効させるためには、先生御指摘のCOP6、こ

れが非常に大きな会議になるわけでございます。ここで、各国の京都議定書の締結の引き金となります合意を確実に得なければならぬといふべきでございまして、特に、京都メカニズム、遵守

制度、吸収源の取り扱い等について明確な決定が行われなければなりません。また、途上国の関心の高い人材育成などを通じた対処能力の向上ある

技術移転の問題についても合意をしなければならない、こういうところでございまして、このCOP6で政治的に決断すべき事項を具体的にで

きるだけ絞り込んでいくという作業がどうしてもあるわけでございます。

したがいまして、そこまでにできるようなことはできるだけ事務的に処理しておくべきだということ、これは事務方に私も指示しているところでございます。

締約国の議長、COP6はオランダになるのですけれども、オランダの議長さん、COP5の議長さんがボーランドの方なんですが、これから、こういう議長さんたちとも緊密な連携を図りつつ、非公式の閣僚会議でありますとか二国間の会合等におきまして、いろいろな機会を最大限に活用いたしまして、先進国及び途上国と引き続き建設的な対話をを行うなどいたしまして、ぜひ頑張って閣僚としてのリーダーシップを發揮してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村(録)委員 そういった全般的な対策と同時に、国内向けのためにも具体的な対策をつくつていかなければいけない、こう思いますが、この京都議定書を批准するために、新たな国内制度、こういった検討については、これは大変必要なことだと思います。

○清水国務大臣 この問題につきましては、今まで何回か御指摘がございましたけれども、今環境におきまして、中央環境審議会におきまして、

しておりまして、中央環境審議会におきまして、この問題についても諸問をさせていただき、御審議いただいているわけでございます。その一環といたしまして、地球温暖化対策のあり方、非常に

積極的に、精力的に検討していただいているところでございます。

検討に当たりましては、各般の温暖化対策を確実に実施していくための推進メカニズムとして、

規制的手法、税や排出量取引などの経済的手法、自主的取り組みなどをどのように活用することが適切かということが議論されるわけでございます。

さらに、今年度、十二年度は約一千万円の予算を計上いたしまして、二〇一〇年排出削減目標達成のシナリオ策定調査ということをいたす予定でございます。

この調査におきましては、六%削減目標を確実に達成し、京都議定書を締結することを目指します。

そこで、まずは国内担保制度においてはどのような機能が必要となるかを明らかにすること、また、規制的手法、経済的手法、自主的取り組み等の各種政策措置の一層の充実と、これらを適切に組み合

IPOCOというものがござりますけれども、ここにおきまして、世界の最先端の科学的知見を集めることで、まず国内担保制度においてはどのような機能が必要となるかを明らかにすること、また、規制的手法、経済的手法、自主的取り組み等の各種政策措置の一層の充実と、これらを適切に組み合

わせた総合的な対策パッケージの具体化等について検討することにしているところでございます。

○中村(録)委員 それも具体的化させるためにも、

柳本さん、先日、私は、全国の産廃の処理業者の組合がありますが、その組合長さんとたまたま会合で同席しまして、おっしゃっておりましたが、役所の皆さんや政治家の皆さん演説することは上手だけれども、では、現実に我々産廃業者が直面している問題、実際に今いろいろなものは燃やしちゃうだけれども、やはり直接的には業者が言われる、すぐ出ていけと言われる、どんどん産廃処理すべき物質はふえていく、もう本当に夜も寝られません、先生見てくださいと、頭を見たイオキシンが出る、それはやはり直接的には業者が言われる、すぐ出ていけと言われる、どんどん産廃処理すべき物質はふえていく、もう本当に夜も寝られません、先生見てくださいと、頭を見たら、もう頭ははげておるわけです。昔は毛がぎょううさんあつたけれども、もう心配で心配で全く毛がなくなりましたと。これは冗談ですけれども、それがぐらい真剣に業者は考えておるわけですね。

国民もこれは心配なことですから、その点について、ひとつ柳本さんからお答えをお願いいたします。

○柳本政務次官 中村委員御指摘のように、だれもが安心して暮らせる社会の構築に向け、化学物質による影響を未然に防止することは環境行政の重要な課題であると認識しております。

このため、ダイオキシンにつきましては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、排出ガス及び排出水に関する規制措置や環境基準等を定め

こう思うのです。

その点、地球の環境問題では、我が国はまだだそういった知的貢献の分野においては不足があるように思えるのでございます。見劣りがする、と思うのですが、地球温暖化に関する科学的研究、これをどのように進め、国際社会に貢献をしていくのか、それをまた日本国民の一人一人に納得をしてもらうためにはどういう手段をとればいいのか、その辺についてお伺いをさせていただきます。

○清水国務大臣 地球温暖化に関する科学的研究をどのように進めるのかという御指摘でございま

す。

環境におきまして、今、地球環境研究総合推進費、平成十二年度の予算でございますと二十六億五千万円、これを活用いたしまして、地球温暖化の現象解明、影響、対策を始めとした地球環境研究を関係省庁の連携のもとに推進しておるところでございます。

この調査におきましては、六%削減目標を確実に達成し、京都議定書を締結することを目指します。

そこで、まずは国内担保制度においてはどのような機能が必要となるかを明らかにすること、また、規制的手法、経済的手法、自主的取り組み等の各種政策措置の一層の充実と、これらを適切に組み合

IPOCOというものがござりますけれども、ここにおきまして、世界の最先端の科学的知見を集めることで、まず国内担保制度においてはどのような機能が必要となるかを明らかにすること、また、規制的手法、経済的手法、自主的取り組み等の各種政策措置の一層の充実と、これらを適切に組み合

わせた総合的な対策パッケージの具体化等について検討することにしているところでございます。

○中村(録)委員 それも具体的化させるためにも、

柳本さん、先日、私は、全国の産廃の処理業者の組合がありますが、その組合長さんとたまたま会

合で同席しまして、おっしゃっておりましたが、役所の皆さんや政治家の皆さん演説することは上手だけれども、では、現実に我々産廃業者が直面している問題、実際に今いろいろなものは燃やしちゃうだけれども、もう心配で心配で全く毛

がなくなりましたと。これは冗談ですけれども、それがぐらい真剣に業者は考えておるわけですね。

国民もこれは心配なことですから、その点について、ひとつ柳本さんからお答えをお願いいたします。

○柳本政務次官 中村委員御指摘のように、だれもが安心して暮らせる社会の構築に向け、化学物質による影響を未然に防止することは環境行政の重要な課題であると認識しております。

このため、ダイオキシンにつきましては、ダイ

オキシン類対策特別措置法に基づいて、排出ガス及び排出水に関する規制措置や環境基準等を定め

て展開しているところでございます。

今後とも、こうした一層の国際社会への知的貢献を果たすために、地域からの情報発信を率先して取り組むほか、研究推進体制の充実強化、あるいは戦略研究の一層の充実など、積極的に取り組んでいくこととしているところでございます。

○中村(録)委員 次に、柳本総括政務次官にお尋ねをさせていただきますが、今回の会合で、地球温暖化とともに取り上げられました環境と健康の問題でございますが、今回のコミュニケーションでは、

環境汚染や他の形態の環境悪化から人の健康を保護することは、人々が最も关心を抱いている課題である。こうしているわけですね。ダイオキシン、環境ホルモン、当然ながら我が国の国民も

得をもららうためにはどういう手段をとればいいのか、その辺についてお伺いをさせていただきます。

○清水国務大臣 地球温暖化に関する科学的研究をどのように進めるのかという御指摘でございま

す。

環境におきまして、今、地球環境研究総合推進費、平成十二年度の予算でございますと二十六億

五千万円、これを活用いたしまして、地球温暖化の現象解明、影響、対策を始めとした地球環境研究を関係省庁の連携のもとに推進しておるところでございます。

この調査におきましては、六%削減目標を確実に達成し、京都議定書を締結することを目指します。

そこで、まずは国内担保制度においてはどのような機能が必要となるかを明らかにすること、また、規制的手法、経済的手法、自主的取り組み等の各種政策措置の一層の充実と、これらを適切に組み合

IPOCOというものがござりますけれども、ここにおきまして、世界の最先端の科学的知見を集めることで、まず国内担保制度においてはどのような機能が必要となるかを明らかにすること、また、規制的手法、経済的手法、自主的取り組み等の各種政策措置の一層の充実と、これらを適切に組み合

わせた総合的な対策パッケージの具体化等について検討することにしているところでございます。

○中村(録)委員 それも具体的化させるためにも、

柳本さん、先日、私は、全国の産廃の処理業者の組合がありますが、その組合長さんとたまたま会

合で同席しまして、おっしゃっておりましたが、役所の皆さんや政治家の皆さん演説することは上手だけれども、では、現実に我々産廃業者が直面している問題、実際に今いろいろなものは燃やしちゃうだけれども、もう心配で心配で全く毛

がなくなりましたと。これは冗談ですけれども、それがぐらい真剣に業者は考えておるわけですね。

国民もこれは心配なことですから、その点について、ひとつ柳本さんからお答えをお願いいたします。

○柳本政務次官 中村委員御指摘のように、だれもが安心して暮らせる社会の構築に向け、化学物質による影響を未然に防止することは環境行政の重要な課題であると認識しております。

このため、ダイオキシンにつきましては、ダイ

オキシン類対策特別措置法に基づいて、排出ガス及び排出水に関する規制措置や環境基準等を定め

たところでございます。また、ダイオキシン対策関係閣僚会議において平成十一年三月に決定したダイオキシン対策推進基本指針に基づいて、平成十四年度までに排出総量を平成九年に比べて約九割削減するための取り組みを実施しているところであります。

環境ホルモンにつきましては、平成十二年度予算の特別枠でございますミニニアムプロジェクトにおいて調査研究を加速させるなど、国際シンポジウムの開催、全国一斉調査などを行って、その成果を国民に公表する決意であります。さらに、有害化学物質につきましては、いわゆるP.R.T.R法の対象物質や対象事業者を指定したところでありまして、施行に向けて準備を促進しております。

本年三月、政令によりまして、P.R.T.Rの対象となる物質として三百五十四物質を指定いたしました。また、P.R.T.Rの対象となる事業者については、業種やその規模を定めたところであります。これらは、諸外国と比べても幅広い範囲を対象としておりまして、今後さらに詳しい実施方法を定めまして、制度の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

環境省としては、ただいま中村委員御指摘のように、これらの取り組みを進めるなど、化学物質の国内対策に取り組んでまいりたい決意でございます。

○柳本政務次官 御指摘のように、このたびのG8環境大臣会合のコミュニケ、環境と健康への取り組みの中で、有害化学物質対策が重要視されております。

おります。

させていただきまして、質問を終わります。  
ありがとうございました。

○細川委員長 武山百合子さん。  
私は、きのう、厚木の米軍基地に議連の方で伺いました。何しろ、現場を見ましたら

大変においと、それから、実際に米軍のいわゆる海兵隊の皆さんの住宅の屋上に上がりまして、本当に残留やすいP.O.P.s、有機汚染物質の生産使用の禁止や排出削減を図るための条約の交渉会議に積極的に参加をいたしまして、本年中に成案を得るように努力する決意でございます。

以上でございます。

このほか、P.C.Bやダイオキシンなどの、環境中に残留やすいP.O.P.s、有機汚染物質の生産使用の禁止や排出削減を図るための条約の交渉会議に積極的に参加をいたしまして、本年中に成案を得るように努力する決意でございます。

以上でございます。

○中村(鉄)委員 暫問通告にはございませんけれども、今度は淡水問題がやはりG8で議論されま

して、言うまでもないことですが、琵琶湖は貴重な日本一の淡水資源を有しておりますね。ですから、水をきれいにするということは、同時に、そ

の水にすんでいる生物を大事にするということにつながると思うんです。

○中村(鉄)委員 今回のコミュニケではまた、化学物質による汚染は地球規模で拡大しつつあることをしているわけでありまして、今や化学物質対策は日本だけの問題じゃない、当たり前のことですが、地球的規模で進めていく必要がある、こう思ふんですが、環境省として、柳本次官、国際的な取り組みはどのように進めしていくお気持ちか、その辺の対策を含めてお願いを申し上げたいと思います。

○柳本政務次官 御指摘のように、このたびのG8環境大臣会合のコミュニケ、環境と健康への取り組みの中で、有害化学物質対策が重要視されております。

またこれは回を改めて、議論を改めて、しっかりと、また長官初め次官の御意見も伺いつつ、何

かといふことは理解できたというところでござります。

○柳本政務次官 御指摘のように、このたびのG8環境大臣会合のコミュニケ、環境と健康への取り組みの中で、有害化学物質対策が重要視されております。

またこれは回を改めて、議論を改めて、しっかりと、また長官初め次官の御意見も伺いつつ、何

かといふことは理解できたというところでござります。

○柳本政務次官 御指摘のように、このたびのG8環境大臣会合のコミュニケ、環境と健康への取り組みの中で、有害化学物質対策が重要視されております。

だ来年の一月まで何ヵ月あるわけですかれども、もちろん人ごととは思っておらないと思いま

すけれども、厚生省から来るわけですから、将来どんなことを頭に描いておりますでしょうか、ご

み問題が来るという点で、もう少し突っ込んで聞きたいたいと思います。

○清水国務大臣 ごみの問題、これは環境省が環

境省として所管することになるわけでございますけれども、この数ヵ月にわたりまして、ごみにまつわるいろいろな問題、不法投棄の問題あるいはダイオキシンの問題、たくさん問題が提起さ

れているわけでございまして、これはもう並々なだけ見てまいりましたけれども、実態を見ま

して大変驚いて帰ってまいりました。

○清水国務大臣 私も直接見ましたけれども、直接にあの白いもくとした煙を見て、やはり大変だなというふうに思いました。

○武山委員 私、今野党になつたんですけど

あるいは廃掃法の改正でありますとか、そういうことをきちんとしておかないといふことは本当に大変なことになるのではないかというふうに思つ

ているところでございまして、この問題は、ぜひこれからの大問題として取り組んでまいります。

○武山委員 私、今野党になつたんですけども、与党にいたときに、例えば東京都の杉並

みの問題で、理事会で、与理懇の方で議論があつたんですねけれども、公害調査委員会で実態をき

ちつと調べてからということで、その前に東京都と杉並区の方で、原因がこうなったという説明や

ら前向きな対応やら出てきましたけれども、そういう問題も含めて、やはり環境省が即対応しなければいけない、時間を待っていたらだめだとい

う問題というのものは物すごくあると思うんですね。ですから、今お話しのように対応していかなければいけないことは当たり前のことなんですね

べきでございますけれども、立地がああいう条件でござりますから、直接煙が入ってくるといふことについてやはり皆さんが御心配されるといふことは理解できたというところでござります。

杉並病の問題も、環境省からの積極的な働きかけやら、今後どうするかとかいう問題、全然姿

形が見えなかつたわけですけれども、見えない中に、東京都また杉並区の方で、こういう状態だつたということはこの前記者発表されたわけですね。この問題だけではなくて、各地に本当にこれでも、この問題だけではなくて、各地に本当にこの問題に近いような問題たくさんあると思うのですね。小さな意見にも耳を傾けて、本当に実態がどうなつてゐるのかということを、やはり行政の対応ですね。この場合は、神奈川県庁に、厚木の米軍の基地はそれこそ何回も何回も説明に行かれたということですけれども、ほとんどそれにに対する積極的な答えがなかつたということで、十一年も経過して、時間がたたないと対応しない、こういう大きな問題にならないと対応しない、外圧が来ないと対応しない、そういう無関心、無感覺という部分から抜け出さなければいけないと思います。

厚木の基地はこのくらいにしまして、もう一つ、愛知万博についてですけれども、いろいろ問題がクローズアップされまして、方針の転換といふところにまで来たわけですね。それで、計画を一部、当初の案を大幅に縮小するということで、通産大臣と愛知県知事が合意したということですけれども、愛知万博でも環境庁がどのような役割をしたのかなど、本当に歎がゆい思いでいる一人なのです。

やはりこの万博も、自然の観察ということで、自然を本当に考えて、知恵を出して、そして万博を開こうという基本的な哲学があるにもかかわらず、言ってみればやはり公共事業、すなわち何か施設をつくったり、あるものを壊して、そこに施設だけではなくいろいろなものをつくるという、共事業に使うのではない、建物をつくるのではなく、新住事業ということですけれども、住宅の開拓ですね。それはいわゆる外圧で、自然の観察をきつとと考えてやつていいのではないか、公

共事業を使いつづけるのではなく、京都議定書の発効が大きな議論になつたわけですから、アメリカの反対でいろいろと赤信号が出ているわけですね。国内的な制度の確立がやはり日本の方は必要なわけですから、今どのようない手順で国内的制度を確立していくのか、その辺、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○清水国務大臣 京都議定書の発効、批准に必要な手続、税あるいは排出量取引などの経済的手法を用いて、導入が今進んでいます。これは、環境基本計画においてもその有効性が期待されています。

○清水国務大臣 今環境税のお話でございますけれども、従来の規制的措置にないような不特定多数の排出源からの環境負荷を効率よく抑制することが可能な政策手段として、これは環境基本法あるいは環境基本計画においてもその有効性が期待されています。

○清水国務大臣 欧州におきましては、フィンランド、ノルウェー等の北欧諸国及びオランダで、早くから温暖化対策の観点から環境税が導入されておりま

す。近年、ドイツ、イタリーにおきましても導入されたところでございます。また、イギリス、フランスにおいても導入が今計画されておりまして、導入済みもしくは導入予定の国を合わせて九

カ国というふうに承認しております。

環境政策における経済的手法活用検討会といふのを

形で、愛知県、博覧会協会等におきまして、自然保護団体等の方々と御意見を交換しながらいろいろ御検討なすつてきたということはよく承知しております。

○清水国務大臣 そして、つい先日、四月四日でしたか、長官が環境アセスメントについて意見を述べております。

この問題につきまして、昨年の十二月に環境庁長官が環境アセスメントについて意見を述べておりますけれども、これから発生しますいろいろな問題についての懸念、それから海上の森への環境負荷の一層の低減等について申したところでございました。

しかし、これから具体的にどのような形で準備ができるのかということについてはまだわからぬ点があるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、先生御指摘のように、このテーマが自然の観察ということでございますから、ぜひ日本での環境への取り組みを世界に発信するといふ意味で、多くの方々から高い評価が得られるよう万博にしていただきたいと心から願っているところでございます。

○武山委員 十二月に環境庁長官がアセスメント、環境に負荷がかかるということをいろいろ御意見を述べられていましたということですけれども、それをきつと愛知県並びに通産省は聞いていた

次に、地球温暖化についてお聞きしたいと思いまます。

○武山委員 いや、正直言いまして、これは外圧だと思いますよ。いわゆる万博の本部の方からの外圧それから自然保護団体の外圧、これがなかなかとんでもんと計画どおりにいたと思うのです。

ですから、議院内閣制で、政権与党というものは、もう本当に過半数をとった政党が大臣を出します。

○武山委員 だから、仲よくやるということは大変よいことですけれども、仲よくやる中にも、やはり独立した省庁というものがあるわけですから、環境庁としての自主性、独立したものというものはやはり訴えていかなければいけないと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、地球温暖化についてお聞きしたいと思いまます。

○武山委員 地球温暖化防止のためには総合的な措置が必要なわけですけれども、まず決め手になるのは、環境税ということがもう本当に大事ではないかなと思います。これはいわゆる先進諸国において導入が進んでいるわけですから、先進諸

国の大導入状態についてと、それから我が国ではどのように全力で取り組んでまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○武山委員 たとえば、またCOP6を目指して、京都議定書の早期発効が大きな議論になつたわけですから、アメ

リカの反対でいろいろと赤信号が出ているわけですね。赤信号が出ているわけですね。それはいわゆる外圧で、自然の観察をきつとと考えてやつていいのではないか、公

共事業を使いつづけるのではなく、新住事業といふことでもな

いなかつたのに、聞いていないということにもな

るわけですね。それはいわゆる外圧で、自然の観察をつくつて、それで将来、万博が終わつた後それ

長官としてどんな思いを持つていらっしゃいますでしょうか。

○清水国務大臣 愛知万博の問題でござりますけれども、愛知万博の問題につきましては、会場の計画でありますとか跡地の利用の問題につきまし

たわけすけれども、それが取り入れられないときます。

○清水国務大臣 愛知万博の問題でござりますけれども、愛知万博の問題につきましては、会場の計画でありますとか跡地の利用の問題につきまし

たわけすけれども、それが取り入れられないときます。

○清水国務大臣 京都議定書の発効、批准に必要な手續、税あるいは排出量取引などの経済的手法を用いて、導入が今進んでいます。これは、環境基本計画においてもその有効性が期待されています。

○清水国務大臣 今環境税のお話でございますけれども、従来の規制的措置にないような不

特定多数の排出源からの環境負荷を効率よく抑制することが可能な政策手段として、これは環境基

本法あるいは環境基本計画においてもその有効性が期待されているところでございます。

○清水国務大臣 欧州におきましては、フィンランド、ノル

ウェー等の北欧諸国及びオランダで、早くから温

暖化対策の観点から環境税が導入されておりま

す。近年、ドイツ、イタリーにおきましても導入されたところでございます。また、イギリス、フ

ランスにおいても導入が今計画されておりま

して、導入済みもしくは導入予定の国を合わせて九

カ国というふうに承認しております。

環境政策における経済的手法活用検討会といふのを

設置いたしましたして、経済界の方あるいは有識者の方々からヒアリングを行なうなど、検討を進めています。

ところでございます。昨年度、自民党的税制改正大綱あるいは政府税調の答申等におきましても、環境税の導入に際して、規制的措置なども含めた地球温暖化対策全体の中での税の役割を幅広い観点から検討していくことが必要とされたところでございます。

こういった政府税調の動きあるいは自民党的税調の動き、そういったところでの検討状況でございますとか、あるいは今のヨーロッパの環境税の導入の動きなども十分勘案しながら、環境税の導入に向けて積極的に検討を進めたいというふうに考えております。

こういうことによりまして、京都議定書の締結に必要となります国内担保制度の確立にも全力で取り組んでまいりたい、先生が御指摘なすったとおりでございますけれども、ぜひ頑張ってまいりたいというふうに考えております。

○武山委員 ぜひ導入できるように努力していただきたいと思います。

今のお話を聞いてみると、積極的に議論はしているけれども、今後どうなるか、導入したいといふ方向性は見えてきますけれども、相変わらず議論で終わっていたら何もならないと思うのですね。ある程度期限を区切って、今やはりスピード

さに欠けるというのが一番の問題なのですから、議論は日本人は上手ですから、常に十分やっているわけですが、あとはもう方向性をいつにするか区切つて、それでいつから導入するかという議論だと思いますけれども、議論にもいろいろ議論がありますので、ぜひ話の終わる議論をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、バイオセーフティーに関する議定書がことしG8で議論されたわけなんですね。それで、これは議定書の早期発効のために最大限努力するということですけれども、ここでは、各国間ではどのような議論があつたのか、各

国間の議論の主な論点を幾つか知させていただきたいと思います。

○清水国務大臣 本年一月に、バイオセーフティーにかかるカルタヘナ議定書、モントリオールで検討が行われました。この議定書の作成

交渉におきましては、遺伝子組み換え農作物等の輸出國と輸入國の間、あるいは先進国と途上国の間で意見の相違が見られたところでございます。

具体的にどういうことかと申しますと、食料とか飼料及び加工に直接用いられる遺伝子組み換え農作物等の扱い、あるいは本議定書と他の貿易に関する国際協定との関係、WTOとの関係等につきましては、遺伝子組み換え農作物の輸出國のグループ、アメリカとかカナダと、そのほかの国々、EU、途上国グループ、日本も入っているわれでなければ、そういった国との間で主張の対立がございました。また、本議定書が適用されます遺伝子組み換え生物等の対象範囲についても、途上国のグループと先進国との間で意見の対立がございました。

以上でございます。

○武山委員 この問題は大変国民が関心を持つておりますので、なるべく早く批准すべきだと思いまますので、ぜひ頑張っていただきたいと思いま

す。

○菊池委員 私は、社民党・市民連合の菊池でございます。きょうは、我が党の中川委員の代理として質問させていただきます。

前回、二月二十五日の委員会で、我が党の中川智子委員の質問で、汚染土壤の無害化処理プランの実証調査について、環境庁長官から、バイオキシン無害化の実証調査は住民の同意を得た後実施するので、今年度も引き続き予算措置をとつて、点検させていただきながら質問したいと考えております。

きょうは、能勢町のダイオキシン汚染対策について、点検させていただきながら質問したいと考えております。

前回、二月二十五日の委員会で、我が党の中川智子委員の質問で、汚染土壤の無害化処理プランの実証調査について、環境庁長官から、バイオ

キシン無害化の実証調査は住民の同意を得た後実施するので、今年度も引き続き予算措置をとつて、少なからず国厚生省が汚染原因の責任を認めただと/or理解してよろしいものかどうか、お聞きしたいと思います。

○菊池委員 国は、他の事例では見られない迅速な対応を能勢では行っているよう見られるわけを行なう必要があったということから、同組合に対しまして、技術的財政的援助を行うこととしたものです。

厚生省といたしましては、豊能郡美化センターのダイオキシン汚染がこれまで例のない高濃度であります。そのため、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、施設設置者である豊能郡環境施設組合において、施設の解体と汚染物の処理を行なうこととなつたものでございます。

○岡澤政府参考人 豊能郡の美化センターにつきましては、平成十年に厚生省が実施いたしました調査によりまして、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、厚生省が汚染原因の責任を認めただと/o理解してよろしいものかどうか、お聞きしたいと思います。

○岡澤政府参考人 豊能郡の美化センターにつきましては、平成十年に厚生省が実施いたしました調査によりまして、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、厚生省といたしましては、豊能郡環境施設組合において、施設の解体と汚染物の処理を行なうこととなつたものでございます。

○岡澤政府参考人 豊能郡の美化センターにつきましては、平成十年に厚生省が実施いたしました調査によりまして、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、厚生省といたしましては、豊能郡環境施設組合において、施設の解体と汚染物の処理を行なうこととなつたものでございます。

○岡澤政府参考人 豊能郡の美化センターにつきましては、平成十年に厚生省が実施いたしました調査によりまして、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、厚生省といたしましては、豊能郡環境施設組合において、施設の解体と汚染物の処理を行なうこととなつたものでございます。

○岡澤政府参考人 豊能郡の美化センターにつきましては、平成十年に厚生省が実施いたしました調査によりまして、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、厚生省といたしましては、豊能郡環境施設組合において、施設の解体と汚染物の処理を行なうこととなつたものでございます。

○岡澤政府参考人 豊能郡の美化センターにつきましては、平成十年に厚生省が実施いたしました調査によりまして、施設内に高濃度のダイオキシン汚染物質が残留していることが判明したわけでございまして、厚生省といたしましては、從来から、ごみ焼却施設内の高濃度汚染物の処理予定地の周辺住民が、安全性が疑わしいと、白紙撤回の決議を上げ上げさせていただきました。本日取り上げさせていただきますダイオキシン対策の問題についても、ぜひ、前向き、積極的に取り組んでおるわけでございます。

○岡澤政府参考人 厚生省といたしましては、從来から、ごみ焼却施設からのダイオキシンの削減対策については、ガイドラインを示すなどの対策をとってきたわけございまして、当時の豊能郡美化センターの運

転状況はこのガイドラインに違反していた状況にございました。

また、そうしたことに加えまして、施設の焼却炉の構造だとかその維持管理の仕方等、さまざまな要素が関係してこういう高濃度な汚染をもたらしたというふうに考えておるわけでございました。私ども自身の責任といいますか、当然、一般廃棄物処理というのは市町村の固有事務という点で、国の指導方針なりに従って市町村がそれを適切に運営するという義務が課せられておるわけでございますので、基本的に市町村が責任を持って対処すべきものだというふうに考えております。

○菊地委員 次に、この事業を進めるに当たりまして、厚生省は九八年十二月に、高濃度ダイオキシン類汚染物処理技術検討委員会を設置しております。当初は九九年四月から五月に処理技術の指針を取りまとめる予定でしたが、技術指針の取りまして、厚生省は九八年十二月に、高濃度ダイオキシン類汚染物処理技術検討委員会を設置しております。高濃度ダイオキシン類汚染物分解技術マニュアルをまとめております。

現状の対応については厚生省の方が御存じだと思いますが、高濃度汚染物の処理用地も決定しまとめがおくれ、九九年十一月十六日に厚生省は、高濃度ダイオキシン類汚染物分解技術マニュアルをまとめております。

思いますが、高濃度汚染物の処理用地も決定しないままに、豊能郡環境施設組合は三月二十八日に処理プラント建設の予定地の契約を行つてしまふ。地方財政法上二年にまたがる繰り越しです。しかし、現在、高濃度汚染物の処理用地に關しても周辺住民の同意が得られず、すぐには進みそろはないのが現状であります。

財政力の小さい自治体では、補助金が流れてしまつては大変な事態になるわけであります。今回のような事態での予算措置のあり方についてお伺いしたいと思います。

○岡澤政府参考人 本件事業につきましては、先ほど御説明いたしましたように、平成十年度の第三次補正予算で計上させていただいたところでござりますが、平成十年度内の完了が困難という状況から、財政法の規定に基づきまして平成十一年

度に繰り越しを行つて、高濃度汚染物の除去解体事業を実施してきたところでございます。

しかし、現在の段階では、御指摘のように、除手がついておりません。平成十一年度の完了が難

しいという状況から、この事業につきまして、今年度、平成十二年度に繰り越しを行つたものでござります。

御指摘のよう、財政法上からは、さらに次年度、十三年度への繰り越しというものは認められておりませんので、ぜひ今年度中に関係者の合意を得て事業が実施できるよう私どもとしても努力してまいりたいというふうに考えております。

○菊地委員 今御答弁があつたわけですが、いま一度確認させていただきたいと思います。

今年度中に予算が執行できなかつた場合、対処できるものかどうか、特別な配慮ができるものか

どうかということを再度お尋ねしたいということ

と、特に今回の予算措置は、補助残の一〇〇%が起債で、元利償還が交付税算入と聞いておる

わけであります。この点も間違いないものかど

うかという点が二点目。予算が今年度中に執行されなければ、起債が認められない事態になるのか

どうか、この点を再度確認させていただきたいと思ひます。

○岡澤政府参考人 繰り越しした予算の再繰り越しでござりますけれども、十一年度から十二年度

に対しても事故繰り越しをしておりまして、事故

繰り越しをした予算につきましては再繰り越しが認められないというふうに財政法上の解釈がなさ

ります。もう一つは、周辺の土壤の浄化でございま

す。私環境庁でございますので、周辺土壤の浄化でござりますけれども、これにつきましては、低濃度の多量の土壤を処理しなければならないという

ことで、技術が仮に開発されておりましても、それを実際の場でどう効果的に適用していくかとい

うことにつきましては、やはり実証調査が必要だ

と我々は判断したということでござります。

それから、交付税措置あるいは起債措置につきましては、これは自治省の所管の問題ですので、私どもちょっと正確に承知しておりませんけれど

もこの事業の実施主体であります豊能郡環境施設組合におきましては、起債の許可申請手続を行

うというふうに聞いております。

○菊地委員 財政法上はできないということでおざいます。何とかいい知恵がないものかどうか研究していただきたいというふうに思うわけであ

ります。

環境庁と厚生省にお聞きしたいと思います。

環境庁は汚染土壤の無害化処理プラントの住民説明会において、国内では初めての技術なのでセ

ニタリングも含めて実証調査を行うとしてきました。

しかし、厚生省のマニュアルにおける処理技術と環境庁の技術とは全く同じであるわけでござい

ます。ここに環境庁の汚染土壤処理プラントの説明会の資料、それから厚生省のマニュアルに沿つた豊能郡環境施設組合の高濃度汚染物の処理プラントの説明会資料があるわけであります。これ

はタイトルが違うだけであります。全く同じものであります。

同じものを、環境庁の方は実証調査、実用炉の前段階だと言つておつて、厚生省の方は実用炉であります。こう言つておるわけであります。これは

どういうことでございましょうか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の汚染処理は、先生御案内のように二つござります。施設中の高濃度汚染物の処理、これが厚生省が補助事業で対応するということでございま

す。もう一つは、周辺の土壤の浄化でございま

す。私環境庁でございますので、周辺土壤の浄化でござりますけれども、これにつきましては、低濃度の多量の土壤を処理しなければならないとい

うことで、技術が仮に開発されておりましても、それを実際の場でどう効果的に適用していくかとい

うことにつきましては、やはり実証調査が必要だ

と我々は判断したということでござります。

今後、さらに地元自治体からの要請があれば、必要に応じて追加的な説明等の対応を行つていく

考え方であり、これらの対応を通じまして、地元の調整が図られるよう、環境庁としても努力をして

まいりたいと考えております。

さらに、ダイオキシン類汚染問題についての対策は、ダイオキシン類特別措置法にも示されておりますとおり、都道府県の自治事務とされておりまして、地域の環境の汚染の防止や住民の健康保護の観点から、都道府県の役割が重要であると認識をしております。

環境庁としては、地域住民も含めまして、地元の関係者間の調整が、都道府県を含む地元自治体において十分なされることが重要である、かよう考えております。

○岡澤政府参考人 汚染土壤の処理事業は環境庁が直接行っているものでございますけれども、美化センターの施設の解体、それから汚染物の処理事業につきましては、この事業主体は施設の設置者であります豊能郡の環境施設組合ということでございます。

先ほどのお話をありましたように、解体事業は既に終了いたしまして、現在は汚染物の処理事業について地元住民への説明を行っているという段階でございますけれども、当然、実施のために十分な調整が図られているものと考えております。厚生省といたしましても、汚染土壤対策を所管する環境庁とも連携を密接にいたしまして、関係者、関係機関の合意形成が図られ、処理事業が円滑に進むように、組合に対しても技術的な見知の提供等、働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○菊地委員 環境庁にお伺いしたいわけであります。今国会に廃棄物処理法の改正が上程されますが、厚生省令で定める周辺施設については適正な配慮がなされたものであることとなりております。二月二十日の朝日新聞の記事によると、適正な配慮としては学校や病院が挙げられております。今回、環境庁がダイオキシン汚染土壤無害化の実証調査をしようとする予定地は、大阪府立能勢高校の隣接地であります。生徒はそのすぐ隣で農

業実習を行っております。今回の処理プラント建設予定地は施設組合が用地を準備したということですが、教育的配慮がなさ過ぎるのではないかと存じます。

環境庁の実証の処理プラントは小規模かもしれまんが、今後、汚染土壤の全量処理をするには大規模なプラント建設が必要になってくるのではなかと思います。廃棄物処理法の改正の趣旨からして、ぜひとも建設予定地の見直しが必要だと考えますが、見解はいかがでしょうか。

○柳本政務次官 環境庁といたしましては、汚染土壤の浄化技術の実証調査の実施に当たりましては、まず第一に、安全性の確立した技術を用い、第二に、小規模で実施するとともに、第三に、周辺環境中のモニタリングを実施する等、周辺環境への影響について十分配慮することとしております。

午後零時三十六分休憩

調査の結果を広く公表していく所存でございますので、その点を含めまして、よろしく御認識をしいただきたいと思います。

○菊地委員 最後に別な問題をもう一問お伺いする予定でございますから、これは別の委員会でやう指示でございますから、これは別の委員会でやらせていただくということで、さようは終わりにいたします。ありがとうございました。

○細川委員長 この際、暫時休憩いたします。

促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定家庭用機器再商品化などの諸法が制定、改正されるなどさまざまな対応が図られてまいりました。

これらの措置は、順次施行され、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に着実に成果を上げつづけています。

しかししながら、依然として大量の廃棄物が排出されているなど多くの問題が残されており、さらには一層の対策を推進し、その解決を図ることがあります。

政府としての喫緊の課題となつております。

これが米国のミシガン州の土壤処理現場の状況の写真でございます。ちょっと見えますかな。こちらが教会で、こちらが汚染土壤の処理現場、もう本当にわずか数十メートル。この右側に一般住宅が存在をしている。

○清水国務大臣 午後二時四十四分開議 ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案の説明を聴取いたします。清水環境庁長官。

循環型社会形成推進基本法案  
〔本号末尾に掲載〕

○清水国務大臣 ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からの有害物質の発生、最終処分場における重金属等による環境汚染の高まり、不法投棄の増大などさまざまなものであります。

改訂案の中には、一般廃棄物処理施設の設置に関しては、厚生省令で定める周辺施設についても適正な配慮がなされたものであることを述べております。

そこで、本格的な汚染土壤の処理につきましては、実証調査の結果も踏まえまして地元において健全な物質循環が損なわれるおそれも生じております。

これらのことに対する法律、再生資源の利用の

調査の結果を広く公表していく所存でございますので、その点を含めまして、よろしく御認識をしいだ

ます。

このように、循環型社会の形成として新たに打ち立てようとする

循環型社会形成推進基本法案は、このような検討の結果、循環型社会の形成を推進するための基本原則とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを国民的合意として新たに打ち立てようとするものであります。

次に、循環型社会形成推進基本法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、循環型社会の形成について、その基本原則を明らかにしております。すなわち、まず循

環型社会の形成は、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指して推進されなければならないことを示した上で、関係者の適切な役割分担と適正かつ公平な費用負担の必要性を規定しております。そして、国、地方公共団体、事業者及び国民といった関係者の責務を具体的に定めております。また、廃棄物等の発生はできるだけ抑制されなければならぬこと、循環資源についてはできる限り循環的な利用が行われなければならない循環的な利用が行われないものについては適正に処分しなければならないことを明確にしております。さらに、循環型社会の形成に深く関連する自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策への配慮について定めております。

第二に、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が、循環型社会形成推進基本計画を平成十五年十月一日まで

に定めて、施策の基本的な方針、総合的かつ計画的に講すべき施策等を国民の前に明らかにするとともに、毎年、循環型社会の形成に関する講じた

施策、講じようとする施策等を国会に報告することについて規定しております。さらに、問題の状況に応じた的確な対応を図るために、この計画の見直しをおおむね五年ごとに行うこととしています。

第三に、循環型社会の形成に関する基本的施策として、原材料、製品等が廃棄物となることの抑制のための措置、循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置、再生品の使用の促進、製品、容器等に関する事前評価の促進等、環境の保全上の支障の防止、環境の保全上の支障の除去等の措置、原材料等が廃棄物となることの抑制等に係る経済的措置、公共的施設の整備、地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置、地方公共団体に対する財政措置等、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、調査の実施、科学技術の振興、国際的協調のための措

置並びに地方公共団体の施策について規定しております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○細川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

## 循環型社会形成推進基本法案

### 目次

#### 第一章 総則(第一条～第十四条)

#### 第二章 循環型社会形成推進基本計画(第十五条～第十七条)

#### 第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策(第十八条～第三十一条)

#### 第四章 基本的施策の実施(第三十二条～第三十三条)

#### 第五章 財政措置(第三十四条～第三十五条)

#### 第六章 地方公共団体の施策(第三十六条～第三十七条)

#### 第七章 組織(第三十八条～第三十九条)

#### 第八章 罰則(第四十条～第四十一条)

#### 第九章 附則(第四十二条～第四十三条)

#### 第十章 終則(第四十四条)

#### 第十一章 附則(第四十五条～第四十六条)

#### 第十二章 附則(第四十七条～第四十八条)

#### 第十三章 附則(第四十九条～第五十条)

#### 第十四章 附則(第五十一条～第五十二条)

#### 第十五章 附則(第五十三条～第五十四条)

#### 第十六章 附則(第五十五条～第五十六条)

#### 第十七章 附則(第五十七条～第五十八条)

#### 第十八章 附則(第五十九条～第六十条)

#### 第十九章 附則(第六十一条～第六十二条)

製品等が循環資源となつた場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)としての処分をいう。以下同じ)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)

三 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

四 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

五 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 循環資源を製品としてそのまま使用すること(修理を行つてこれを使用することを含む。)。

二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

六 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

七 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であつて、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

8 この法律において「環境への負荷」とは、環境について適正に循環的な利用が行われることが基本法第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

第三条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行わなければならない。

(循環型社会の形成)

第四条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。

(適切な役割分担)

第五条 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制

第六条 循環資源についての処分による環境への負荷がかかることがあることにからみ、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分)

第七条 循環資源についての処分による環境への負荷を減らすことにより環境への負荷を減らすことにつれては、環境の保全上の支障が生じないよう適正に行われなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。

二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用ができないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。

三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行わらないものについては、処分されなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第八条 循環型社会の形成に関する施策を講ずるに当たっては、自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつどり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十一条 地方公共団体は、基本原則にのつどり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団

体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十二条 事業者は、基本原則にのつどり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するため必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となつた場合には、これについて自ら適正に循環的な利

用に適正に循環的な利用を行なう責務を有する。

第十三条 政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第十四条 政府は、毎年、国会に、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する施設を提出しなければならない。

(年次報告書等)

循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのつどり、その事業活動を行うに際しては、こ

れについて適正に循環的な利用を行なう責務を有する。

4 循環資源にのつどり、その循環的な利用を行うこと等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、循環型社会の形成に関する基本的な計画(以下「循環型社会形成推進基本計画」という。)を定めなければならない。

第二章 循環型社会形成推進基本計画

2 政府は、毎年、前項の報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する施設を提出しなければならない。

第十六条 政府は、毎年、前項の報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する施設を提出しなければならない。

3 前項に定めるものほか、製品、容器等で等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他等の当該製品、容器等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行なわれることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようするため必要な措置を講ずる責務を有する。

第十七条 国民は、基本原則にのつどり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行なわれることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に關し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

4 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

2 前項に定めるものほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのつどり、当該製品、容器等が循環資源となつたものを同様に規定する事業者に適切に引き渡すこと等により当該事業者が行なう措置に協力する責務を有する。

第十八条 政府は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聽いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めるなければならない。

3 前二項に定めるものほか、国民は、基本原則にのつどり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

第十九条 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聽いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めるなければならない。

4 前二項に定めるものほか、国民は、基本原則にのつどり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

第二十一条 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聽いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めるなければならない。

5 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、資源の有効な利

用に循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

用の確保に係る事務を所掌する大臣と協議するものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日まで」とあるのは「あらかじめ」と、第四項中「平成十五年十月一日まで」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(循環型社会形成推進基本計画と国との他の計画との関係)

第十六条 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関してもは、循環型社会形成推進基本計画を基本とするものとする。

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

#### 第一節 国の施策

(原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置)

第十七条 国は、事業者がその事業活動に際して原材料を効率的に利用すること、繰り返して使用することが可能な容器等を使用すること等により原材料等が廃棄物等となることを抑制するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、製品をなるべく長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使われていかない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、こ

れに関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置)

第十八条 国は、事業者が、その事業活動に際して、当該事業活動において発生した循環資源について自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、又は循環的な利用が行われない当該循環資源について自らの責任において適正に処分するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再生品の使用の促進)

第十九条 国は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再生品の使用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(製品、容器等に関する事前評価の促進等)

第二十条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度を勘案して、事業者が、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、その事業活動に係る製品、容器等を勘案し、国、地方公共団体、事業者及び国民におけるその循環的な利用が適正かつ円滑に行われるなどを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止)

第二十一条 国は、原材料等が廃棄物等となることの抑制並びに循環資源の循環的な利用及び処分を行なう際に必要な物質の排出の規制その他の必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全上の支障の除去等の措置)

第二十二条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分により環境の保全上の支障が生じると認められる場合において、当該環境の保全上の支障に係る循環資源の利用若しくは処分又は排出を行った事業者に對して、当該循環資源を適正に処理し、環境の保全上の支障を除去し、及び原状を回復させるために必要な費用を負担させるため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該事業者が資力がないこと、確知できないこと等により、当該事業者が当該費用を負担できないときにおいても費用を負担することができるよう、事業者等による基金の造成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置)

第二十三条 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは循環資源等が循環資源となつたものの引当該製品、容器等が循環資源となつたものとの引取りを行い、若しくは当該引取りに係る循環資源の引渡しを行い、又は当該引取りに係る循環資源について適正に循環的な利用を行うよう、必要な措置を講ずるものとする。

四 その事業活動に係る製品、容器等に含まれる人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係

のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずるおそれがある物質の種類及び量その他当該製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその処分に伴う環境への負荷の程度に關すること。

2 国は、事業者が、その事業活動に係る製品、容器等が廃棄物等となることが抑制され、又は当該製品、容器等が循環資源となつた場合においてこれについて適正に循環的な利用及び処分が行われるために必要なその材質又は成分、その処分の方法その他の情報を、その循環的な利用及び処分を行なう事業者、国民等に提供するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

量その他当該製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその処分に伴う環境への負荷の程度に關すること。

2 国は、事業者が、その事業活動に係る製品、容器等が廃棄物等となることが抑制され、又は当該製品、容器等が循環資源となつた場合においてこれについて適正に循環的な利用及び処分が行われるために必要なその材質又は成分、その処分の方法その他の情報を、その循環的な利

用を行なうよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

は運搬を業として行う者が原材料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより、事業者及び国民によって製品、容器等が廃棄物等となることの抑制又は製品、容器等が循環資源となった場合におけるその適正かつ円滑な循環的な利用若しくは処分に資する行為が行われることを促進する施策に関し、これに係る措置を講じた場合における効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し、及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を推進することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。

#### (公共的施設の整備)

第二十四条 国は、循環資源の循環的な利用、処分、収集又は運搬に供する施設(移動施設を含む)。その他の循環型社会の形成に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体による施設の適切な策定等の確保のための措置)

第二十五条 国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用及び処分に関する施策その他の循環型社会の形成に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第二十六条 国は、地方公共団体が循環型社会の形成について、必要な財政上の措置その他の費用について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第二十七条 国は、循環型社会の形成の推進を図るために事業者及び国民の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(次項において「民間団体等」という。)が自発的に行う循環資源に係る回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催しの実施、製品、容器等が循環資源となった場合にその循環的な利用又は処分に寄与するものであることを表示することとの他の循環型社会の形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の民間団体等が自発的に行う循環型社会の形成に関する活動の促進に資するため、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況に係る情報その他の循環型社会の形成に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第二十九条 国は、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し又は循環資源の処分による環境への影響に関する調査その他の循環型社会の形成に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度の評価の手法、製品等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行ったものと/orの技術その他の循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るものとする。

#### 2 国は、循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他

の必要な措置を講ずるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第三十一条 国は、循環型社会の形成を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、循環資源の循環的な利用及び処分に関する国際的な連携の確保その他循環型社会の形成に関する国際的な相互協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条及び第十六条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

##### (中央省庁等改革のための国行政組織関係法

第三十二条 中央省庁等改革のための国行政組織関係法の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 中央省庁等改革のための国行政組織関係法の整備等に関する法律(平成十一年法律第六百二号)の一部を次のように改正する。

第一百八十五条のうち環境基本法第四十一条第二項第三号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)」を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)」、「ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第六百五号)及び循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第六百五号)」に改める。

環的な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。